

令和 6 年 12 月 4 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 6 年 11 月
第436回長野県議会(定例会)会議録 (第 3 号)

令和 6 年12月 4 日 (水曜日)

応招議員

42 番 須 坂 市 堀 内 孝 人

出席議員 (54名)

1 番	竹 村 直 子	25 番	川 上 信 彦
2 番	小 林 陽 子	26 番	百 瀬 智 之
3 番	林 和 明	27 番	小 山 仁 志
4 番	勝 山 秀 夫	28 番	竹 内 正 美
5 番	グ レ ー ト 無 茶	29 番	宮 下 克 彦
6 番	奥 村 健 仁	31 番	寺 沢 功 希
7 番	青 木 崇	32 番	共 田 武 史
8 番	垣 内 将 邦	33 番	高 島 陽 子
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清

52 番 宮 本 衡 司
53 番 西 沢 正 隆
54 番 風 間 辰 一

55 番 佐々木 祥 二
56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

欠席議員（2名）

30 番 大 畑 俊 隆

34 番 荒 井 武 志

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機
管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 中 村 徹
企画振興部交通
政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども
若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産業労働部長 田 中 達 也
産業労働部営業
局長 合 津 俊 雄
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備
推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計
局長 尾 島 信 久
公営企業管理者
企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 長 瀬 悠
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼
課長補佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 事 片 桐 美 代 子
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 任 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和 6 年12月 4 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時 1 分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）おはようございます。自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。

最初に、女性の健康とフェムテックの推進について質問します。

働き方改革の一つの柱となる女性活躍推進。ここ数年で女性の働き方が大きく見直されてきた一方、女性特有の体調に触れることはタブー視されてきました。しかし、生理痛や、生理前に吐き気、目まい、集中力低下などが起きる生理前症候群、PMSなどによる労働力低下の経済損失は大きく、女性の健康が社会に大きく影響しているのも事実です。

女性の社会進出が進む中、社会の意識が、今、変わろうとしています。働く女性といえども、年齢やライフステージに応じて直面する健康問題はそれぞれ異なり、企業がサポートする動きも加速してきました。

産業医と連携し、企業や業界ごとの事情を踏まえた妊活の進め方や病院選びの相談ができるサービスや、卵子凍結サービスを優待価格で提供できたり、社内で女性の体にまつわる知識講座を行うなど、その方法は様々です。

働く女性や妊娠期・子育て期の女性が自治体からサポートされる動きも加速しています。

フェムテック事業者と連携して女性のライフステージにおける様々な課題の理解を深めるセミナーを開催したり、妊活に取り組む市民の相談窓口を設置するなど、企業だけでなく、自治体、行政も積極的にフェムテックの推進に取り組んでいます。

新技術で開発された月経カップや吸水性生理ショーツ等のグッズ、また、自宅で僅かな血液を取って郵送するだけで簡単に卵子の数が検査できるキット、LINEを活用した妊活コンシェルジュサービスなど、女性の健康課題をサポートする製品、サービスの需要が拡大急増しています。

念のため説明させていただくと、フェムテックとは、女性特有の健康問題を解決するための先進的な技術やサービスを指し、生理、不妊治療、更年期などの女性のライフステージに応じたサポートを提供します。

骨太方針とも言われる経済財政運営と改革の基本方針2021には、フェムテックの推進が明記され、政府が初めてこの分野に予算措置を行ったことで、民間企業の投資や関係省庁の支援も積極的に行われるようになりました。また、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021にもフェムテック推進が盛り込まれ、働く女性の健康をサポートし、望まない離職を防ぐための支援体制が強化されています。

一方、我が国の生理用品においては、1960年代まで脱脂綿やちり紙が主流であり、1961年の薬事法改正によりナプキンが医薬部外品として認定された後も、60年以上にわたり新たな生理用品の普及は限定的でした。

このような状況を打破するのが、フェムテックの新しいアプローチです。フェムテックは、初期の生理に関連する製品から、現在は妊活や更年期障害に至るまで、女性のライフステージ全体をサポートする分野に広がっています。生理痛や不妊治療、更年期障害などが原因で女性のキャリア形成が難しくなる現実があります。特に、女性が重要な役職に就く時期に、更年期症状による体調不良で離職を余儀なくされるケースも少なくありません。

これらの課題は、経済政策、労働政策においても重要なテーマです。生理や生理前症候群、PMS、更年期障害などが原因となる労働損失は年間4,911億円とされており、例えば、ゲーム業界の市場規模に匹敵する額です。

また、女性特有の疾患や症状による自信喪失で昇進が停滞する女性が3人に1人に上るという調査結果もあります。その医療費、生産性損失は6兆円に達し、これはドラッグストア業界の市場規模と同等です。

フェムテックが提供する製品やサービスは、これらのネガティブな影響を緩和する重要な手段となります。市場は拡大しており、経済産業省もフェムテック等サポートサービス実証事業費補助金を創設し、支援に乗り出しています。

そして、経営者が女性の健康課題にコミットすることも企業にとって重要なポイントです。特に、ライフステージごとに健康問題に直面する女性社員のパフォーマンス低下やキャリア形成の妨げを解消するために、フェムテックの導入は重要な意味を持ちます。

例えば、富山県では、就職期の女性に選ばれる県を目指して、県が派遣するコンサルタントによるトップセミナー等で女性の健康課題やフェムテックサービスの導入について経営陣の意識改革に努めており、女性社員の低用量ピル費用を補助するなど、先進的な企業も生まれています。

今こそ、官民連携で女性が多様な選択肢を持てる社会を実現すべきだと考え、5点質問させていただきます。

1、近年のフェムテックは、女性の健康支援にとどまらず、ライフスタイルの改善にも大きな可能性を秘めています。ライフステージに応じた健康課題に対する健康に関連した正しい情報の啓発や相談等の支援サービスの充実について県としてどのように考えるか、笹渕健康福祉部長に伺います。

2、フェムテック製品やサービスの導入は、働く女性のライフイベントにより、望まない離職の防止や働く女性の健康支援とキャリア支援を両立させる有効な手段と考えられますが、県内企業におけるフェムテックサービスの活用や、働きやすい職場環境づくりに向けた県の取組と今後の方針を田中産業労働部長に伺います。

3、女性の健康をサポートするフェムテックの推進は、男女共同参画社会を実現する上で重要な要素であり、女性が社会で活躍できる環境を整備するためには、女性の健康に対する理解を深めることが不可欠であります。県として、男女共同参画の視点から女性の健康課題に関する啓発活動等をどのように進めていくかを直江県民文化部長に伺います。

4、広島県三原市役所では、管理職向けに生理研修を実施し、生理に関する正しい知識を広め、休暇が取りやすい環境づくりを進めています。長野県でも、女性特有の健康課題やフェムテックの理解を深めるための職員研修の実施が必要と考えますが、渡辺総務部長に御所見を伺います。

5、人口戦略を進め女性から選ばれる県を目指すためには、フェムテックの推進が重要であり、例えば、経営陣の意識改革などの取組を進める必要があると考えます。女性の健康や生活の質を向上させ、キャリアを支えるために、県としてどのような取組を進めていくか。阿部知事に御所見を伺います。

次に、上田長野地域水道事業広域化協議会の取組について質問してまいります。

日本の総人口は、50年後には現在の7割程度に減少するとの推計がされています。これに伴い、各水道事業者は、水需要の減少、専門人材の不足、そして水道施設の老朽化といった共通

の課題に直面しています。このような状況を乗り越えるためには、持続可能で効率的な水道事業の運営が求められます。

長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県企業局では、このような課題に対応するため、地域にふさわしい水道事業の在り方について検討を進めています。その一環として、本年4月8日に上田長野地域水道事業広域化協議会が設立されました。この協議会では、地域間での水道事業の広域化を進め、より安定した水道サービスを提供するための具体的な方向性が話し合われています。

平成26年から水道事業運営研究会が組織され、将来的な広域化を見据えた検討が行われてきました。そして、令和2年度には、厚生労働省による関係団体の給水区域を対象とした水道施設の最適配置計画の検討が行われ、令和3年7月には、関係市町の首長から水道事業の広域化に係る要望書が提出されたことを受け、上田長野地域水道事業広域化研究会が設置されました。その後、広域化に向けた検討が一層深まる中で、協議会において安定的かつ安全な水道水供給のための具体的な方法が議論されています。

そこで、吉沢公営企業管理者に2点質問します。

1、令和6年4月に立ち上がった上田長野地域水道事業広域化協議会では、これまでどのような協議や検討が行われてきたのでしょうか。また、今後の予定について伺います。

2、協議会の構成員である各首長などはどのような意見や考えを述べられているか。また、意見等を踏まえ、今後どのような点に留意して広域化の検討を進めていこうと考えているか、伺います。

次に、地域資源を活用した産業振興と観光業の回復策について質問してまいります。

信州は、発酵文化や日本酒文化が深く根づいた地域であり、酒蔵やワイナリー、地ビール工場、ウイスキー蒸留所などのアルコール製造施設が国内で最も多いという特徴を誇ります。

県内の日本酒の酒蔵数は約80と、かつてから国内トップクラスでしたが、近年では、ワイナリーの数も急増し、信州ワインバレー構想推進協議会会長であり、坂城葡萄酒醸造株式会社代表取締役CEOの成澤篤人さんによると、2024年9月末時点でワイナリー数は約90となり、こちらも国内トップクラスになるなど、ワイン文化の広がりが見られます。

これは非常に喜ばしいことですが、実際に地元のワイナリーを訪ね、経営者の方々の声を直接聞くと、その経営は非常に厳しい状況にあることもうかがえます。今後、この貴重な地域資源をしっかりと育成し、支援していくことが重要であると強く感じています。

また、アルコール業界だけでなく、昨年、発酵バレーNAGANOが県内の発酵食品産業6団体、2企業によってボトムアップで立ち上がり、みそ蔵を中心に「発酵・長寿県」NAGANOをPRする動きもできています。

一方、コロナ禍を経て、県内の宿泊業や観光業は回復途上にあり、観光需要の回復と拡大は急務であると言えます。こうした中で、県内のアルコール製造所等の発酵食品産業団体や企業は、ワインツーリズムや酒蔵巡り、みそ蔵祭りや発酵食マルシェなど、訪れた方々に連泊して周遊を楽しんでもらえるような貴重な観光資源となっています。こうした地域資源を最大限に活用した産業振興と観光業の回復策が強く求められていると感じています。

そこで、以下の2点についてお尋ねします。

1、酒蔵やワイナリー、ビール・ウイスキー醸造所等の発酵食品が注目を集める中、どのような取組を通して地域資源としての育成や支援を進めているか。田中産業労働部長に伺います。

2、発酵文化や日本酒、ワイン等を生かした観光振興についてどのような支援を行っているか。今後の振興に向けた考えを含めて加藤観光スポーツ部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には女性の健康に関連した啓発、相談等支援の充実についてのお尋ねでございます。

女性が活躍できる社会実現やジェンダー平等、ライフスタイルの多様性などを推進する上で、女性の健康を支える啓発や相談等の支援サービスの充実は重要であると認識しております。

県では、これらの取組として、長野県妊活支援サイト「妊活ながの」によるプレコンセプションケアや不妊治療等に関する情報発信を行うとともに、不妊・不育専門相談センター及び助産師による性と健康を対象とした専門相談、保健福祉事務所における健康に関する個別相談を実施しております。

現在は、妊娠・出産に関する対応が主となっているところではございますが、今後、月経や月経前症候群、更年期障害等のライフステージに応じた女性特有の健康課題についても対応できるよう、ホームページ等の効果的な情報発信や相談体制のさらなる充実を図ってまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には2問御質問をいただきました。

初めに、企業のフェムテック活用と職場環境づくりについてのお尋ねでございます。

企業がこのフェムテックサービスを活用することで、体調不良による欠勤や健康上の理由による女性のキャリア中断の防止に、また、社員のモチベーションの向上や人材の確保定着につながることを期待され、働く女性の離職防止や健康支援、キャリア支援に大変有効であると認識しております。

このため、県では、働く女性の健康支援とキャリア支援の両立に向けた取組の普及のため、これまで職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度において治療等と仕事の両立を認証項目

の一つとすることや、職場環境改善アドバイザーの企業訪問による働きやすい職場環境づくりの支援において女性特有の健康状態への配慮を含む働きやすい職場づくりを進めてきたところでございます。

この女性の健康に関しましては、一例ではございますが、不妊治療休暇を導入する企業の割合は、令和2年度は4.5%でありました。これが、令和5年度は6.6%と上昇が見られるものの、やはり実際の利用はまだまだ多くない状況でございます。

今後、具体的な取組といたしましては、フェムテックをテーマとする企業向けセミナーの開催や、職場環境改善アドバイザーによる企業訪問でフェムテックサービスの活用をしっかりと推奨していくなど、ライフステージに応じた女性特有の健康課題に対する支援等を通じて働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

次に、県産発酵食品等の地域資源としての育成や支援についてでございます。

県内には、酒蔵やワイナリー、ビール等の醸造所などの発酵食品企業が数多くありまして、各企業が商品の差別化や高品質化、海外展開等の取組を進めているところでございます。

昨年11月には、長野県酒造組合、長野県ワイン協会などの県内の発酵食品産業6団体・2企業が中心となり、発酵バレーNAGANOを設立し、観光振興につながる発酵食ツーリズムの定着のほか、新たな技術や商品の開発、海外販路拡大を重点の柱に据え、県も協力しているところでございます。

県では、一定の水準を満たすワインや日本酒を認定するG I 長野による県産酒のブランド力の向上のほか、ワインでは、新規参入希望者や若手生産者等の栽培・醸造技術向上に向けた支援のほか、日本酒では、醸造の専門家によります酒蔵への個別巡回指導や県産酒造好適米による純米酒醸造技術研修会の実施、また、ビールでは、クラフトビール生産者の醸造技術向上を図る研修会の実施などに取り組んでいるところでございます。

あわせて、国内外からの観光客に対し、この発酵食品の文化や歴史、ストーリー等を分かりやすく紹介できるインタープリターを育成し、発酵食ツーリズムの定着にも取り組んでいるところでございます。

さらに、10月には、アメリカニューヨークで「発酵・長寿NAGANOの食」をテーマに現地の流通・飲食店関係者等を招待したレセプションを開催し、発酵食品を中心とした県産品の輸出拡大につなげたところでございまして、引き続き産学官連携により地域資源を生かした産業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画の視点からの女性の健康課題に関します啓発

活動等につきまして御質問を頂戴いたしました。

女性の健康課題への理解及び支援は、女性が自ら望む働き方、暮らし方を実現する上で重要な取組であるというふうに認識しております。県では、男女共同参画社会づくりの活動を支援いたします総合的な拠点施設である男女共同参画センターにおきまして、女性の健康課題への理解促進を図るための普及啓発や、健康課題をはじめ様々な悩みを抱える女性からの御相談に対応しております。

具体的には、女性の健康課題をテーマといたしまして、女性の心と体を正しく知っていただくためのセミナーを昨年11月に開催し、188名に参加いただきました。参加者からは、女性特有の病気や心の変化などについて勉強になった。会社の男性経営者を先頭に多くの男性にも学習してもらいたいといった御意見をいただきました。

また、女性の相談員やカウンセラーが対応いたします女性相談では、心や体に関する相談を受け付け、年間300件以上の相談に対応しているところでございます。

引き続き、男女共同参画センターを拠点といたしまして、啓発活動や女性相談を通じた支援に取り組むほか、令和8年度が初年度となります第6次長野県男女共同参画計画に仕事と健康課題の両立を図る視点を取り入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には女性特有の健康課題やフェムテックに関する職員研修の実施についてのお尋ねでございます。

県組織におきましても、女性職員の健康支援は、女性活躍や健康経営の視点からますます重要になるものと認識しております。職員からの相談や意見をお聞きする中では、生理を理由に休むことに引け目を感じる。また、そういったことを伝えることに抵抗がある。上司側としても、女性特有の課題にどう対応すべきか分からないといった声がございますので、取組等を講じる必要があると考えております。

このため、女性職員に対しては、既に実施しております女性検診やオンラインを含む健康相談の積極的な活用を促すとともに、フェムテックについては、まずは理解を深めることが重要であることから、様々な機会を通じて工夫を凝らし、情報発信・提供等を行い、女性職員の健康サポートの幅を広げられるよう取り組んでまいります。

また、女性特有の健康課題に対する職場や上司の対応につきましては、健康や医療の正しい情報を得ていただくヘルスリテラシー向上に関するメニューを管理監督者向け研修に新たに設け、理解やその活用等を促してまいります。こうした取組により、男女を問わず、職員が健康課題への理解を深め、健康で生き生き働ける職場環境を整えてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、フェムテックに関連して、女性の健康や生活の質を向上させ、キャリアを支えるためにどういう取組を進めていくのか所見を伺うという御質問をいただきました。

女性が自ら望むキャリアを継続することができるように仕事と健康の両立を支援していくということは、女性から選ばれる長野県づくりのために大変重要な視点だというふうに考えています。

女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会のミーティングにおきましても、参加された方からは、例えば、生理休暇を取得しづらい、女性の健康支援のための柔軟な働き方を認めてほしい、こうした健康に関する問題提起があったところでございます。

男性中心の労働環境や働き方を変えて、女性特有の健康課題の解決、キャリア継続を支援し、女性にとって魅力ある職場を整えていくということは、これからの人材確保定着や女性リーダーの育成等、組織の強化、多様性にもつながるものというふうに考えています。

フェムテックの推進事例としては、企業が自社の従業員のために女性特有の健康課題に対するアプリを通じた情報提供や、ウェブ問診によるセルフケアを導入することなどが挙げられます。

また、リーダーの会に参加されている県内の企業においては、女性の健康に関する検定を管理職が受検したり、また、女性特有の健康に関するかるたを作成して男性社員に周知したりといったような取組も行われています。

こうしたフェムテックの活用をはじめとする女性の健康課題に対する先駆的な取組は、率直に申し上げて、私も含めてまだ十分に理解されていない部分がたくさんあると思っています。リーダーの会等を通じてこうしたことをしっかりと共有し、企業、自治体のトップの意識も改革し、職場環境の改善、理解の促進・拡大を図っていきたいというふうに思います。

信州未来共創戦略（仮称）案におきましても、女性の仕事と健康課題の両立の視点を取り入れて、女性がライフサイクルの中で直面する健康課題を乗り越え、自分らしく生きることができるよう取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君）上田長野地域水道事業広域化協議会の取組について2点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、協議会の検討状況と今後の予定についてです。

当協議会は、今年４月以降３回開催されていますが、初回の会合では、規約等の決定や役員の選出に加え、今後の協議事項の確認を行い、第２回においては、各事業体における課題等についての意見交換も踏まえ、事業統合の指針となる業務運営や組織体制、財政運営などに関する基本方針を整理した基本計画を策定することについて合意がなされました。

さらに、前回１０月の会議では、協議会事務局において検討した施設整備計画や財政シミュレーションの見直し結果の報告を受け、これを公表するとともに、第２回で策定することとした基本計画の素案についての協議が行われたところです。

今後は、この基本計画の素案などについて関係市町において議会や住民等に対する説明会や意見募集等を行う予定となっており、これらを通じて伺った御意見などを踏まえて、さらに検討、協議を行った上で基本計画を決定する予定としています。

次に、協議会構成員の意見と今後の検討に当たり留意する点についてです。

これまでに開催された協議会において、構成員である各市町の首長などからは、施設整備等に関連して、人口減少に伴い施設等のダウンサイジングを実施できることが将来的な料金値上げの抑制につながるであるとか、能登半島地震などを踏まえ、主要浄水場のバックアップ体制や送水幹線の二重化など、代替性、冗長性の確保が重要。あるいは、事業者間でも差が見られる施設の耐震化が全体的に底上げされるような整備や、地域の要請を踏まえた水運用の実現に向けた計画を求めるといった意見が出されています。

また、技術職員の確保が厳しい中、一定の技術者集団ができることによる専門職確保や技術継承、危機管理体制強化につなげることも重要な視点との意見。さらに、広域化により住民の意向が反映されにくくならないか、安定的なサービスが維持されるかなどの意見に対し丁寧に説明していくことが結果的に協議の進捗にもつながる。また、ふだんの生活に当たり前の水道は関心が集まりにくいテーマだが、皆に訴求できる共通のキャッチフレーズを考えて意識を高めてはどうかといった提案もございました。

今後の検討に当たっては、こうした御意見も考慮し、人口減少社会への適応の観点からも先送りすることのできない重要な取組との認識を関係市町と共有すること、将来にわたり安心・安全な水を安定的に供給するため、単独経営では難しい課題にも対応できる経営体制を構築すること、住民や議会の皆様への丁寧な説明に配慮するといった点に留意し、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には発酵文化や日本酒、ワインなどを活用した観光振興についての御質問でございます。

本県が誇ります日本酒やワインなどの食の魅力は、観光誘客における長野県の強みの一つでもあります。今後も積極的に発信し、活用すべきコンテンツであると認識しているところでございます。

そこで、食の魅力を発信し、地域内での周遊を促すために、今年度、上田地域におきまして、ＪＲ上田駅や宿泊施設、飲食店を対象としたワインサーバーなどの設置や、ワインの文化や製造工程などを伝える人材育成の支援をしているところでございます。また、佐久地域におきましては、観光列車「ろくもん」を活用し、日本酒やワインを提供しながら紅葉シーズンの懐古園を散策するツアーを企画し、運行を実施いたしました。このほかにも、県公式観光サイト「G o N A G A N O」におきまして、みそづくり体験や酒蔵巡りなど食をコンテンツとした旅の魅力発信にも取り組んでいます。

こうした取組を広げていくためには、地域の関係者による一層の連携が重要でありますので、県観光機構に設置しております専門人材を通じまして、飲食店や宿泊施設、交通事業者等により魅力の発信や周遊の促進など、各地域の取組を支援してまいります。

以上でございます。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁をいただきました。

生理や更年期はデリケートでセンシティブなテーマですが、これらをオープンに話せる社会をつくることが重要です。１人で悩まなくてもいい、抱え込まなくても大丈夫というようなメッセージを込めて、フェムテックがもっと身近な存在となり、女性が安心して健康を守りながら活躍できる社会を目指していただくよう期待します。

水道事業において、持続可能で安定的に安全な水道水を供給するためには、経営体制の強化が不可欠です。

しかし、個々の水道事業者の努力だけでは限界があり、広域的な水道ネットワークの構築が重要な解決策と考えます。今後、上田・長野地域における水道事業の広域化が進展することで、地域住民に対してさらなる安定した水道サービスの提供が可能となり、持続可能な経営体制の確立が実現できるよう、調整役としての県の取組に期待しています。

地域資源である酒蔵やワイナリー、ビール・ウイスキー醸造所、そしてみそ蔵などは信州の誇りであり、観光振興や産業発展の大きな可能性を秘めています。これらの貴重な資源をしっかりと支え育成していくことが地域経済の活性化や観光業の回復につながると確信しています。県としても、これらの産業がさらに発展し、地域の活力が高まるよう、引き続き積極的な支援をお願いいたします。

以上御期待申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、望月義寿議員。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、農業問題について質問いたします。

今夏、いわゆる令和の米騒動と言われる事態が生じました。スーパーや米穀店、直売所に至るまで棚から米がなくなり、僅かな在庫も高値がつき、消費者が購入できない、購入をちゅうちょする状況でした。

この原因は、令和5年度産の米が高温障害等により1等米比率が低く、その上に、インバウンドによる需要の増加や、南海トラフ地震臨時情報が初めて発令されたことによる買い込み需要の増加にあるとの分析がなされましたし、その面もあるとは思いますが、本質的には、長年の米政策の失敗が原因であると考えます。

我が国では、戦前戦後の食糧不足を解消すべく米の増産を進めてきましたが、農業技術の向上や機械化によって反当りの生産量は飛躍的に増大しました。逆に、食生活の欧米化により米の消費量は減少する一方となり、食糧管理制度の下で、買取り価格より売渡価格のほうが安い逆ざやによる赤字が増大したことにより、食管制度を廃止して減反政策へかじを切りました。

生産調整による価格維持を図った減反政策も2018年に廃止されましたが、実質的な生産調整は行われていますし、それゆえ、多少の需給バランスの変動により米騒動が起きてしまいました。せっかく100%以上に生産できる米を生産させない。低価格で採算が取れず廃業する農家が後を絶たない。食料安全保障の面からも、農業、農村、地方、環境、多面的機能の維持発展の観点からも、国策の失敗としか言いようがありません。

農林水産省のデータでは、水稻収穫農家の数は、1970年の約466万戸から減少し続け、2020年には約70万戸と、約50年間で7割以上も減っています。米の生産量も、1970年には1,253万トンありましたが、2020年には776万トンと、約50年で4割も減少しています。

こうした状況を打開すべく、民主党政権下において篠原孝農林水産副大臣は、農業者戸別所得補償制度を導入し、標準的な生産費を経営費プラス家族労働費の8割として、標準的な販売価格との差額分を1反当たり1万5,000円交付する制度を設けました。課題もありましたが、画期的な政策であり、ぜひ発展させるべきところを、残念ながら自民政権により廃止されてしまいました。

帝国データバンクが発表した「〔米作農業〕の倒産・休廃業解散動向（2024年1－8月）」では、2024年1～8月に発生した米作農業（コメ農家）の倒産（負債1,000万円以上、法的整理）が6件、休廃業・解散（廃業）が28件発生し、計34軒が生産現場から消滅したとのこと。倒産・廃業の件数は23年通年の件数（35件）を大幅に上回って年間最多が確実で、初の年間40件

台到達も想定されています。

農業者の経営安定のためのセーフティーネット対策として、収入保険制度や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策、農業共済制度などが国において措置されており、合わせて米の生産者の約6割が加入しているとお聞きしていますが、米の価格が生産費よりも下回っている状況が何年も続いた場合、そこと比較して減少した分を補填されても、果たして再生産が可能なのか、安定生産に資するのか、疑問があります。

このたびの米が品薄となった状況などを受けて、令和5年産の後半の販売に引き続き、令和6年産の米の価格は、消費者からすると高騰しており、農業者からようやく再生産可能な価格に追いついたなどの歓迎の声もある一方で、急激な価格上昇は消費者の家計を直撃する話でもあり、せっかく米の需要が拡大してきた中で、米離れが起きないとも限りません。

石破茂内閣総理大臣は、衆議院本会議で、所信表明に対する代表質問における立憲民主党の石川香織議員への答弁で、来春策定の新たな食料・農業・農村基本計画の議論などを通じ、農業者への直接支払いの在り方についても議論を深めていく。米政策をめぐり、海外も含め市場開拓し、需要に応じた生産を進めていくことが重要だと強調しました。今こそ直接支払い制度を導入する好機だと考えます。

日本人の主食である米を生産する農業者が今後も安定して持続可能な米生産を続けていくために、県としてどのような施策を講じていくお考えか。

また、農政通である石破首相が少数与党を率いる現状を生かし、国に対して地方の声を届け、農業・農村の振興、地方創生の実現に向け取組を進めるべきと考えますが、小林農政部長の御所見を伺います。

次に、新規就農者育成総合対策の申請状況について伺います。

この制度は、もともとは青年就農給付金といって、新規就農者に対し就農前の研修を後押しする資金（2年以内）及び就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付する制度で、年間150万円が支給され、夫婦共に就農する場合には1.5倍の225万円が支給される制度で、新規就農を決断する後押しになる、農業・農村の維持発展に資する極めて大きな制度だと考えます。しかしながら、市町村によってはこの制度を生かし切れておらず、申請数や取組に偏りがあるようです。農業振興だけでなく、移住促進や地方創生の観点からも積極的に活用すべきと考えますが、市町村に対する支援の状況について小林農政部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、県の米施策についてのお尋ねです。

米の生産を安定的に継続していくためには、本県の強みである高品質をさらに磨き上げ、収

益力、ブランド力、競争力の向上により所得を確保し、農家の営農基盤の強化を図っていくことが重要と考えます。

このため、県では、スマート農業技術による生産コストの低減や、圃場の集約化、団地化による作業の効率化、省力化等による生産性向上、また、基本技術の再徹底による高い1等米比率など品質の確保や、風さやかななどのオリジナル品種の販路拡大、さらに、輸出用米の産地化など、海外も含めた市場拡大等の取組を進めているところでございます。

また、喫緊の課題である温暖化への対策として、高温状況下に対応した栽培技術の普及や品種の開発等をスピード感を持って進めてまいります。

国に対しては、これまで、米価下落に的確に対応した収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の拡充や、食料安全保障、食料自給率向上の観点から、従来の米政策以外の麦、大豆等に対する新たな支援策の創設などを提言してきているところでございます。

現在、政府における令和9年を目途にした水田政策の見直しの検討とともに、今臨時国会においては、直接支払いを含めた農業者への支援の在り方についての議論が始まっておりますので、こうした動きも注視しつつ、本県農業の持続性の向上に求められる施策を積極的に要請してまいります。

次に、国の新規就農者育成総合対策の利用状況についてのお尋ねです。

本県では、制度開始から昨年度までの12年間で、準備型635人、経営開始型1,328人に対して就農、定着に向けて交付金を受給しており、令和4年度は全国で3番目に多い利用数となっております。新規就農希望者の相談時には、個別に制度を説明し、活用を助言するなどの取組を進めており、要件に該当する新規就農者がいない場合などを除いて、毎年約8割の市町村において本制度が利用されております。

今後とも、対象となる新規就農希望者に対して確実に情報が届くよう取り組むとともに、研修会等により、実務を担う市町村担当者に、制度を熟知の上、積極的に発信していただくなど一層の活用に取り組み、就農者の確保、人口定着につなげてまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）県として様々なお取組をさせていただいているとともに、国に対して提言もさせていただいているということです。今回、流動的で将来的な検討が進められる中でのことですし、タイミング的にあまり政治的になるのはどうかと思い、阿部知事にはあえてお聞きしませんでしたけれども、今後の国の動静を見据え、国の方向性を地方から変えていくような形で提言をしていただければと思います。

時間がないので次に進めさせていただきます。次に、治水安全度の向上について質問いたし

ます。

令和元年東日本台風災害は、本県に多大なる被害をもたらしました。長野市内においては、穂保の千曲川堤防破堤により甚大な被害が生じ、堤防決壊の破壊力をまざまざと見せつけられました。そこまでではないにしても、各地で内水氾濫が生じ、床上・床下浸水によって大きな被害が生じ、復旧に多大な時間、労力、資金が必要になる方々が多数存在しました。改めて治水の大切さを実感するとともに、災害防止のために御尽力くださっている皆様に再度敬意と感謝を申し上げます。

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトの下、流域治水を推進し、国、県、市町村、民間が一体となって水害対策を行っており、二度と浸水被害が生じないよう取組を進めていることに期待しております。

ここで気になるのが、治水安全度です。浅川の治水安全度は、支川の三念沢や駒沢川を含めて100分の1であるのに対して、人口密集地域を流れる岡田川は30分の1になっています。浅川流域と岡田川流域の人口分布及び行政・福祉施設の集積について御答弁ください。

岡田川の治水安全度も100分の1にすべきと考えますが、いかがでしょうか。検討状況や課題について新田建設部長に伺います。

浅川、岡田川の河川整備計画における内水対策では、いずれも床上浸水を防ぐことを目標としています。床上浸水を防ぐという表現は、床下浸水を許容しているように聞こえてしまいます。現状では難しいにしても、年度を区切らなければ最終的に床下浸水まで防ぐという目標を掲げていいのではないのでしょうか。新田建設部長の御所見を伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま治水安全度の向上について2点御質問をいただきました。

初めに、浅川流域、岡田川流域、それぞれの人口、資産等の集積状況についてのお尋ねでございます。

長野市が公表している令和6年11月現在の統計資料によると、浅川流域内の人口は約10万4,000人で、流域内には鉄道、主要幹線道路、学校、病院、福祉施設、市役所支所などの公共施設が集積しております。また、岡田川流域内の人口は約1万3,000人で、流域内には鉄道、主要幹線道路、学校、福祉施設等の公共施設が集積しております。

治水安全度の設定に当たっては、河川砂防技術基準などにに基づき、流域の大きさ、想定氾濫区域の面積、資産、人口等の河川の重要度や過去の災害履歴、経済性、上下流のバランスなどを総合的に勘案して決定しており、浅川が100分の1、岡田川を30分の1としております。

岡田川につきましては、現在、計画延長4.2キロメートルのうち下流から約1.8キロ区間の改修が完了しており、これらの整備により治水上の安全性が確実に向上していると認識しており

ます。

さらに、近年の気候変動に伴い、計画規模や目標を超える洪水が発生していることを踏まえ、岡田川を含めた県管理河川について必要に応じて計画の見直しの検討を行ってまいります。

続きまして、内水対策の目標についてのお尋ねでございます。

浅川、岡田川の内水氾濫は、堤防の決壊などによる外水氾濫とは異なり、千曲川本川の水位上昇に伴い、浅川、岡田川やその周辺の支川の水が排水できず、行き場を失った水が滞留することで浸水被害を招く現象です。

県では、これらの内水氾濫による宅地部での床上浸水被害の防止を最優先に解消することを目標として、排水機場などの整備を河川整備計画に位置づけ対策を進めております。これらの整備により、浅川、岡田川の床上浸水被害が解消され、安全性は確実に向上すると認識しております。

引き続き、床下浸水の解消に向けて、浅川、岡田川の支川を含めた内水対策を、国、長野市と連携しながら検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）次に、竹村直子議員。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）改革信州、竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いします。

社会や家族とつながりのない孤立した若年妊婦に手を差し伸べ、生まれてくる命を温かく迎えるために、赤ちゃんの特別養子縁組の取組について質問をします。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が、令和4年9月に発表した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告によりますと、平成19年1月1日から令和2年3月31日までの間に全国で発生した子供虐待死698例のうち、ゼロ歳児0日、つまり生まれてすぐの虐待死は119件あります。長野県内でも、ここ10年の間に何件かの新生児遺棄致死事件が起きています。

思いがけない妊娠、予期せぬ妊娠をしてしまい、相談する相手もない、親族にも頼ることができない中で、人工妊娠中絶をすることもできず、孤独の中で出産して事件を起こしてしまった当事者の心中を察すると、何とも切ない気持ちになります。子供を産んで子育てをしたいと願い、妊活をする人にとってみれば、赤ちゃんの命を奪ってしまう前に託してほしいと考えることでしょう。本来、新しい命をこの世に産み出すことは、喜ばしい、すばらしいことのはずだと思うのですが、絶望の中での出産なんて悲し過ぎます。

では、人工妊娠中絶の数はどうかというと、これがかなりあります。令和4年度長野県の出生数は1万2,143ですが、中絶数は1,637です。出生数の1割を上回る数となっています。令和

5年度は1,667で、細かく年代別に見てみると、10代が103という数値でした。

思いがけない妊娠をしないようにするには、男女ともに正しい知識を身につけて予防することが大切です。一般的に言われる子供の虐待をしてしまう親の中には、その子供が思いがけない妊娠から生まれていたということが多いというデータもあります。

このように、思いがけない妊娠は、子の遺棄や虐待など、幼い生命と体を危険にさらすとともに、産んだ親を犯罪者にさせてしまう深刻な問題です。命の大切さや、自分の体は自分自身が大切にしなければいけないことなど、思いがけない妊娠を未然に防ぐために包括的性教育が重要と考えますが、小学校、中学校、高等学校における導入状況について伺います。

あわせて、障がいのある未成年が性的被害に遭わないよう、特別支援学校における包括的性教育に関わる県の取組を伺います。

県立高校の生徒が妊娠した場合、生徒に学業継続の意思があれば、妊娠を理由に退学することがないように、生徒自身の意思を尊重する必要があります。こうした生徒に対し、県教育委員会ではどのような対応、サポートをしているか。以上2点を武田教育長にお聞きします。

思いがけない妊娠による孤立出産の直後、子供の遺棄や放棄が起こる背景として、妊娠した女性が孤立して誰にも相談できずに悩み、追い詰められる状況があるのではないかと考えます。こうした事件を防ぐためには、妊娠に悩む女性がいつでも相談できる窓口の周知が必要であると考えますが、県ではどのような取組をしているのか、お聞きします。

妊娠中に新生児の特別養子縁組を選択肢の一つとして検討することが、思いがけない妊娠による痛ましい事件を防ぐためには有効と考えます。

愛知県では、全国に先駆けて、何十年も前から、新生児の養子縁組里親への委託、赤ちゃん縁組に積極的に取り組んでいます。矢満田さんという一人の当時の県職員の方が推進され、それが全県に広がり、今では、困った若年妊婦の情報は市町村の保健センターから児童相談所に上げられて、しっかりした対応がなされています。妊婦が自分では育てることができないので里親に託したいとなれば、おなかにいるときから生活環境を整えることもするそうです。おなかにいる赤ちゃんを待ち望んでいてくれることが希望となり、出産前から安心・安全な場所で穏やかな気持ちで過ごすことにより、赤ちゃんの心の安定にもつながるでしょう。生まれてすぐ里親の下で愛に包まれて育つことで、愛着の形成が順調にできるのです。

現在、生みの親が育てられない場合は、一般的には、生まれた後は乳児院に入所すると思いますが、乳児院では一対一ではないので、泣いたときにすぐ抱き上げてもらえるとは限りません。赤ちゃんは、泣いたら抱っこしてもらえる、そのことの繰り返しにより人への信頼感が育つ、そのことが愛着形成につながるのです。

愛知県の取組を長野県でも重点を置いて取り組むことが望ましいと考えますが、県内の特別

養子縁組の現状と課題、推進に向けた取組について伺います。以上2点を高橋こども若者局長にお聞きします。

熊本県の慈恵病院で行っている「こうのとりのゆりかご」は、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから始められたそうです。極秘に孤独に妊娠、出産し、出産直後にもかかわらず、自家用車を10時間も運転して、ゆりかごに子供を託すために自分と赤ちゃんの健康を危険にさらしながら移動してくる母親がいるそうです。私の経験だと、出産直後は疲れ切ってそんな気力はありませんでしたが、赤ちゃんの命を守りたいという母性のなせることなのかもしれません。

赤ちゃんの養子縁組に携わることは、日頃ネガティブな虐待案件ばかりに関わり、疲弊した児童相談所職員の心にもよい影響があるようです。縁組後の赤ちゃんの安らかな表情と両親のうれしそうな表情に心を癒されるのだと思います。

里親委託や特別養子縁組の取組を推進するためには、児童相談所の積極的な関与や里親等へのサポートが重要であり、児童相談所をはじめとする関係機関の体制の質と量の強化が必要と考えます。県として里親委託や特別養子縁組を推進するため、どのように体制強化に取り組んでいけるか。阿部知事にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には2点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、包括的性教育の小学校、中学校、高等学校における導入状況についてでございます。

ユネスコが提唱する包括的性教育は、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを包括的に扱うものであると承知しております。現在、学校においては、学習指導要領に基づき、思春期の体の変化や生殖の仕組み、感染症の予防、結婚生活と健康などについて、児童生徒の発達段階に応じ、体育、特別活動、保健体育、家庭科などの授業を通して指導しているところでございます。

性に関する考え方の多様化が進む現状においては、性に関する指導のみでなく、望ましい人間関係の在り方や、他者を尊重すること、また、生き方に関わる指導も併せて行うことが必要であり、引き続き現代的課題に対応できるよう、教員の資質向上に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校における包括的性教育についてでございますが、特別支援学校においては、児童生徒個々の障がいの程度や発達段階に応じ、小中学校や高等学校と同様に、単に体や生殖の仕組みだけではなく、年齢に応じた異性との接し方や、自分の身を守ることを具体的に学べるように工夫をしております。今後も、有識者に助言を求めながら、個別最適な指導の在り方について研究してまいり所存でございます。

続きまして、妊娠した生徒への支援についてでございます。

県教育委員会は、平成30年3月に、県立高等学校長に対して、文部科学省の通知に基づき、妊娠した生徒へ適切な対応をするための通知を発出いたしました。その中では、生徒が妊娠した場合、保護者や本人の意向を踏まえ、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うことを求めているところでございます。

なお、県立高校においては、妊娠の相談があった場合は、管理職や養護教諭、学級担任が中心となった支援を行っており、当該生徒の安全を確保するため、体育実技等身体活動を伴う教育活動において課題レポートの提出で代替するなど、母体に影響を与えないよう対応し、学業の継続を支援しているところでございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には新生児の特別養子縁組に関しまして二つ御質問をいただきました。

まず、妊娠に悩む女性がいつでも相談できる窓口の周知についてのお尋ねであります。

思いがけない妊娠について、女性が誰にも相談できずに追い詰められ、出産直後の子供の虐待死につながるといった痛ましいケースが、本県を含め全国で発生しておりまして、県では、平成31年3月に、思いがけない妊娠に関する相談窓口として「にんしんＳＯＳながの」を開設し、24時間365日いつでも電話やメール等で相談を受け付け、女性の状況や意向に応じて医療機関への受診の同行や市町村が行う福祉制度の利用手続の支援等を行ってきております。さらに、本年4月からは、出産前後の時期において、生活場所の確保が難しい場合の居場所の支援も開始いたしました。

こうした窓口について、県では、市町村、学校、産科医療機関、薬局などを通じて連絡先を記載したカードやチラシを配布するなど周知に努めておりまして、令和5年度は、前年度よりも44件多い322件の相談に対応したところであります。

今後も、思いがけない妊娠に悩む女性が安心感を持てるよう、さらににんしんＳＯＳながのの周知に努め、悩みを抱える方に寄り添った親身な相談対応をしてまいりたいと考えております。

次に、県内の特別養子縁組の現状と課題、推進に向けた取組についての御質問です。

特別養子縁組を目的に本県の児童相談所が行った養子縁組里親委託は、毎年おおむね5件程度で推移しておりまして、過去5年間で合計29件となっております。

特別養子縁組は、親子の法律上の関係を断ち切るものであり、通常は実父母の同意を得た上で行っていることから、実親による養育が望めない場合であっても、児童相談所において積極的な取組が進みにくいことが課題として考えられます。

一方、新生児の特別養子縁組の取組が、例えば未成年での妊娠など母親やその親族などが出産後の養育を行うことが難しいと考えている場合は、出産前から特別養子縁組を選択として提示することで、母親が安心して出産を迎えることにもつながるものと考えております。

御質問にもありましたとおり、愛知県においては、全国に先駆けて新生児を特別養子縁組につなげる取組が行われておりまして、新生児での特別養子縁組が全体の2分の1程度を占めております。一方、本県でもこうした取組を進めておりまして、過去5年間の特別養子縁組全体の3分の1程度を新生児が占めております。

県といたしましては、思いがけない妊娠の相談窓口や特別養子縁組の制度の周知、児童相談所における産科医療機関、市町村などとの連携に努めるとともに、実親等による養育が望めない場合には、永続的な養育環境、パーマネンシーの下で子供が安心して育つことができるよう、児童相談所において先行支援事例の共有を図りまして、新生児の時期からの特別養子縁組の増加につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には県として里親委託や特別養子縁組を推進するため、体制強化にどう取り組むのかという御質問をいただきました。

子供が自分らしく成長していくためには、乳幼児期の愛着関係の形成や永続的な養育環境、パーマネンシーが重要であるというふうに考えております。そうした観点から、実親等の養育が難しい場合は、乳幼児の里親委託をさらに進めるとともに、新生児の時期から特別養子縁組にも積極的に取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

こうした考え方の下、現在、長野県社会的養育推進計画を策定し、市町村、施設、里親等の関係者と10の広域ごとの地域懇談会を行って、来年度から始まる計画の策定を行っているところであります。

地域懇談会の場や児童福祉専門分科会におきましても、里親委託や養子縁組の推進のためには、担当職員のレベルアップや里親の増加、里親等への専門的サポートの充実が不可欠だという御意見をいただいているところでございます。

そうした御意見を踏まえて、今後、県としては、まずはパーマネンシー保障に取り組む児童相談所に専任のチームを設置していきたいというふうに考えております。加えて、里親委託や養子縁組に関する児童相談所職員等の研修の充実、さらには、里親希望者を募集し、里親・里子を支援する里親支援センターの設置数をさらに増やしていきたいというふうに考えております。

こうしたことにより体制を強化し、乳幼児のさらなる里親委託や、新生児の時期からの特別

養子縁組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君） 全ての子供に対し交代で世話をする人ではなく、産んだ人が親としての責任を果たせない場合には、その人に代わる恒久的かつ安心・安全な親や家族が必要だと思えます。施設から里親の元へ行き、養親と暮らし始めると、子供たちは愛情を試すお試し行動をしますが、愛知県の赤ちゃん縁組方式は、試されることなく親子の絆をつなぐことのできるすばらしい方式と考えます。長野県でもさらに進めていただけるようお願いいたします。痛ましい事件が少なくともこの長野県では二度と起きないよう、温かい長野県であることを願います。次の質問に移ります。

年収が103万円を超えた場合、超えた分に所得税がかかります。いわゆる103万円の壁ですが、最低賃金額の引上げがされてきたにもかかわらず、約30年にわたり所得税の控除基準が変わらなかったため、これを見直して国民の手取りを増やそうという政策提起がなされています。

所得税の控除基準を引き上げることは、単純に考えれば、今まで納めてきた税金の一部が手元に残り、収入・手取りが増えることになるので、それだけを考えれば歓迎すべきことだと思います。現在働いている人たちは、税や社会保険料など天引きされるものが多く、手取りは増えない状況であり、物価上昇もあって、実質賃金も下がり続けてきました。

若者が職に就いても、将来に不安を抱え、それが未婚、少子化の原因にもなっています。この不安を払拭するためにも、手取りを増やすこと、実質賃金の上昇は不可欠です。

しかし、通貨発行権を持つ国と違って、通貨発行権のない地方自治体にとっては、所得税が減ることが地方交付税の減少につながり、財政運営は厳しくならざるを得ません。地方財政制度において、こういった減収を補填するための措置がなければ厳しい県財政となってきますが、住民サービスの維持や地方の自由な財源の確保を考えたとき、国に対してどのような働きかけをしていくのか。阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） いわゆる103万円の壁の見直しについて、国へどう働きかけるのかという御質問であります。

私も103万円の壁、税の控除の在り方をどうすべきかということ、社会保険の在り方をどうするかということについては、時代の変化とともに見直すべきことはしっかり見直すべきだというふうに思っております。

しかし、その一方で、御質問にもありましたように、この住民税、所得税の控除が変わるとなると、私たち地方公共団体が行政サービスを提供する上で重要な原資となる住民税や交付税

原資が減少する可能性があるということで、国民民主党の御提案のとおり見直して何ら措置がないとすれば、全国の自治体で極めて大きな減収が生じることになるわけであります。

また、あまり交付税の議論がされていないのですけれども、所得税が減れば地方交付税の原資も減る形になるわけでありまして、住民税が減れば交付税で補填されるからいいのではないかという議論も一部あるようですけれども、そんなに単純な話ではないのではないかというふうに考えております。

これまで、財源不足は国と地方の折半ルールということで、地方負担分については臨時財政対策債で措置する形になってきているわけですが、今回の見直しが恒久的なものとなれば、臨財債をずっと発行し続けるのか、せっかく臨財債の発行額を減らしてきているところでもありますけれども、これまでの地方財政の健全化の方向性とは逆行してしまうことになります。都道府県、市町村はかなり基礎的な行政サービスを担っているわけでありまして、国のように赤字国債が柔軟に発行できるわけではありません。地方財政に対するしっかりとした措置がなければ、私たちの財政運営は非常に厳しい局面に立たされざるを得ないというふうに考えております。

こうした問題意識については、知事会で各都道府県知事とも共有していますし、さきの総理出席の下での政府主催の全国知事会議においても、村井会長からしっかりとくぎを刺していたでいてるところであります。今、制度化について議論が進められている中でも、地方財政を念頭に置いた上での議論が行われることになるだろうと思っています。

まだ方向性が具体的には見えてきていませんので、今後の状況、推移を見極めつつ、問題がありそうな方向性になるということであれば、長野県としても全国知事会としても行動を起こしていかなければいけないというふうに思いますが、知事会をはじめとする地方の問題意識は、政府関係方面にはこれまでもいろいろな折に伝えさせていただいております。地方の財源のことについても十分念頭に置いた上で議論をしていっていただきたいと思いますし、必要があれば改めて知事会を通じて制度面での対応を国に強く求めていくということも考えていかなければいけないと思っています。

いずれにしても、この年収の壁の議論を行うことは必要だと思いますが、その一方で、地方財源のことについても十分念頭に置いた上で方向づけをしていただきたいと思いますということを強く願っているところであります。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）共働き世帯の方からは、103万円の壁を越えた先に106万円の社会保険料の崖が待っているのです、否定的な意見が多いという話を聞きました。

多くの国民が、国の財政について正しい知識を得る。国債は政府の借金であって、国民の借金ではないという正しい知識を得て、社会保険料等の負担軽減も含めた政策が実行されることを願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）今回は兵庫県政にまつわる長野県行政の諸課題について伺います。

先月17日の兵庫県知事選は、斎藤知事が再選を果たしたことで日本中が衝撃に包まれ、遠い長野県からはどこかキツネにつままれたような感覚すらありましたが、そのインパクトの大きさをゆえに、都知事選や総選挙とともに2024年を象徴する選挙となりました。

そして、幸か不幸か、うわさ話やスキャンダルの類いを差し引いても、公益通報制度や行政コンプライアンスの在り方、知事の態度、振る舞いから政治家としての使命に至るまで、一連の地方行政がかつてないほど報じられ、比較素材が乏しい都道府県行政において、格好の題材になった面もあったわけであります。

そこで、今回は、この出来事を言わば他山の石と捉え、長野県でいつ何どき似たような事象が起ころうともびくともしないよう万全を期していただきたい、そんな趣旨を添えて話を始めたいと思います。

前提を共有するため、ざっくり振り返っておきますと、事の発端は、今年の3月中旬、前西播磨県民局長、以後は元局長と呼ばさせていただきますが、この方が一部の報道機関などに告発文書を送付したことに遡ります。パワハラや不正経理を内容とし、知事を糾弾する内容だったと言われるこの告発は、続く4月には県の公益通報制度を利用するに及びました。

しかし、県が告発を公益通報として扱わず、文書を把握した直後から告発者の特定に動いたため、問題は複雑化。副知事による聴取などを経て、元局長の公用パソコンから告発文書のデータが見つかったことなどから、局長職を解任され、5月には当該告発文書の核心的な部分が事実ではないと判断されて停職3か月の懲戒処分がなされました。

そこへ、7月、当の元局長が亡くなってしまったことで転機が訪れます。知事の不手際が同人を追い込んだのではないかとということで、一気に事件がヒートアップし、疑惑の県知事、パワハラ県知事、おねだり県知事と題したワイドショーや報道が連日連夜日本を駆け巡りました。

こうした報道は、新たな政局を形づくり、9月には県議会の各会派が知事に辞職を迫り、知事の不信任決議案が全会一致で可決された様子までもが全国津々浦々伝わると、普通に考えれば、どう見ても万事休す。再選や政治生命はおろか、斎藤氏はもう兵庫県にいられないのではないかとさえ見られていました。

ところが、御存じのとおり、こうした元局長、大手メディア目線のストーリーをA説とする

と、これと対極をなすようなB説、すなわち斎藤氏目線、そして今回SNSで主流をなすに至った言説が選挙戦の短期間にたちまち席卷し、情勢を逆転するに至りました。このB説の内容は、元局長の内部告発が、はなから公益通報であると言い難い目的によってなされていたこと、その証拠が公用パソコンに保管されていたこと等であり、斎藤氏をめぐっては、確たる証拠が出てこなかったパワハラ、モラハラの部類がなかったばかりか、5期20年にわたって続いてきた長期政権にメスを入れてきたところ、守旧派の抵抗と画策に巻き込まれたという流れでした。

SNSにも当初は数々の話があったのですが、このB説は、大手メディアが疑惑と憶測止まりにしていた文脈を詳細かつ説得力を持ってひも解いたことで一気に支持を獲得し、かの再選劇につながったということのようであります。

そこで、本題に入ってまいります。まず、度々話題となる公益通報制度についてであります。2022年の6月に公益通報者保護法が改正され、内部通報の体制整備強化や担当者の守秘義務及び違反時の刑事罰の導入等が盛り込まれました。同改正を踏まえ、長野県職員等公益通報制度にはどのような影響があったのでしょうか。

また、通報者が安心・安全の下に制度を利用できるようにしなければならないとはそのとおりで、それについては9月定例会で別の議員に触れていただきました。

そこで、今回新たな質問としては、当該法改正で追加された事業者が負う体制整備義務と、それを具体化させた指針に定める不利益な取扱いの禁止、通報者探索の禁止、これらの規定は長野県職員等公益通報制度にも適用されるのでしょうか。伺います。

その上で、私見によれば、これは恐らく適用されるのだろーと思います。そうすると、公益とは別の目的で通報したケース、つまり先ほどのB説のような事案では微妙な問題が出てくるのではないのでしょうか。仮に長野県職員が公益通報を行い、それを調査した結果、故意に事実と反する通報を行ったと認められれば、県は当該通報者を処分できるのか。できるとすれば、法が目指す通報者の不利益な取扱いの禁止等の趣旨を没却するのではないか。そのように解釈することもできそうですが、実際どうなのか、県の見解を伺います。

また、兵庫県では、知事のいわゆるおねだりが取り沙汰されました。知事と有権者との適切な関係については、究極的には関係法令にのっとってということになるでしょうが、これは公務員一般についても同様であります。となく長野県では、この秋、村有林で県幹部に規格外のマツタケをお土産に持って帰ってもらったことを疑問視する声が上がりました。

そこで、利害関係者からの物品の贈与については、現在、県は国家公務員倫理規程を準用する形で運用しているわけですが、県独自の倫理規程を制定することも考えていらっしゃるのでしょうか。県独自に制定する場合のメリットとはどのようなものなのか。以上をまとめて総務部長に伺います。

簡単に公用パソコンの件にも触れておきたいと思います。ある人物によって公用パソコンが私的に利用されているのではないかという合理的疑いを県はどのように感知しているのでしょうか。私的利用の疑いがあつた場合、何を根拠として、誰がどのように内容を把握し、私的利用であると判断しているのか。これらは企画振興部長に伺います。

続いて、行政改革についてお尋ねします。

先ほど斎藤氏が短期間で支持を急加速させたという話をしましたが、その一因として、天下りや新庁舎建設をめぐるコスト削減など、知事が進めてきた行政改革が評価されたことも大きいと言われています。5期20年にわたって続いてきた前政権のみならず、副知事が次の知事に就任するという形式から見れば、60年ほど禅譲政治が続いてきたそのひずみを是正せよと多くの県民が望んだものとすれば、そうなる前に平時からこのような事柄にアンテナを張ることもまた大事なことであります。

そこで、具体的にお聞きすることは、まず県職員OBの外郭団体への再就職について、兵庫県では原則65歳で再雇用を打ち切る内規であるにもかかわらず、慣例的に雇用延長が常態化していた問題がありました。本県で同様の事例はないでしょうか。

本県の内規における上限年齢及び部課長級の定年退職者のうち、本年度65歳を超えて雇用が延長された人数とその理由を伺い、あわせて、外郭団体に再就職した者の過去3年間の割合と、10年間の増減傾向はどうなっているか。以上、総務部長に御回答をいただきます。

その上で、人口減少に伴い、官民ともに人材不足が深刻化している折、意欲、能力ある職員が適材適所で定年後も活躍することの重要性は言うまでもありませんが、公務員特有の再就職については、官民癒着、企業の新陳代謝阻害、生産性低下等の懸念が厳然と存在します。定年後の部課長級職員の活用方針と併せて、このような懸念にはどう配慮していくのか。こちらは知事の所見を伺います。

また、財政については、例えば阿部知事がかつて掲げた信州型事業仕分けは、県民にとって非常に分かりやすいという面もあつたと思います。既に様々な場所で御説明いただいているところではありますが、同仕分けが終了して以降、財政健全化に向けて何を重視して取り組み、どのような成果を上げてこられたのか。いま一度確認させてください。

そして、1周回って思うことは、逼迫し続ける県財政とは反比例するかのように、県民が求める施策は多様化し続け、昨今は、物価高騰や税、社会保険料の負担感が増し、事業の適正化には、より一層シビアな視線が送られています。年度ごとのチェックで本当に足りているのか。つまり、毎年行っている事業見直し等に加え、数年に一度は県民に見える形での大胆なコスト削減、事業適正化のためのプロジェクトを導入すべきではないでしょうか。知事に所見を伺います。

最後に、阿部知事 4 期目の任期が折り返し地点を迎え、既に14年にわたる長期政権となっています。かじ取りを担う知事の日から見て、今後さらなる行政改革、財政改革が必要と感じているでしょうか。天下りや財政の話は兵庫の例示に沿った話だとしても、知事としては何がその中核であると考えておられるか。総括的視点からの知事の所見を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には大きく 5 点のお尋ねをいただいております。順次お答えいたします。

まず、公益通報者保護法の改正に係る本県制度への影響でございます。

平成15年に整備した長野県職員等公益通報制度につきましては、法改正を受け、内容等について精査いたしました。本県の制度では、通報の受け手としての公益通報推進幹の設置など、体制整備、担当者の守秘義務や担当者以外のメール等の閲覧禁止など既に整備済みで、通報対象事実の範囲拡大にも対応できており、要綱改正などの必要、影響はございませんでした。

次に、不利益な取扱いの禁止など、長野県職員等公益通報制度への適用でございます。

公益通報者保護法では、体制整備等の対象を従業員300人を超える事業者と定めており、本県も対象になるところでございます。このため、お話がございました法等に関わる事業者が負う体制整備義務や不利益な取扱いの禁止、通報者探索の禁止などについて、本県では職員等公益通報制度において適用させているところでございます。

次に、故意に事実と反する通報を行った場合についてのお尋ねでございます。

まず、故意に事実と反する通報を行った場合の処分でございます。

長野県職員等公益通報制度においては、県職員等は故意に事実と反する通報を行ってはならないと実施要綱において規定しており、違反した場合は県が定める懲戒処分等の指針に従い処分の対象になる可能性もございます。

処分することは法の趣旨に反していないかとの点についてのお尋ねですが、こちらにつきましては、公益通報者保護法第 2 条において、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他の不正の目的で行われた通報については公益通報に当たらないものとされており、処分など不利益な取扱いの禁止の適用がないものと認識しております。

次に、県独自の倫理規程の制定とメリットについてのお尋ねです。

昨今の社会状況等の変化を踏まえ、公務員を取り巻く環境も大きく変わってきていることから、より明確に職員の倫理を保つ観点から、県独自の倫理規程は必要になっているものと認識をしております。

メリットといたしましては、独自の倫理規程により、具体的な行動規範や禁止事項を分かり

やすく明確に示すことにより具体の場面において職員がより適切な行動を取りやすくなる等の点があると考えております。

最後に、部課長級等の定年退職者が65歳を超え雇用されている状況等についてのお尋ねです。

本県では、外郭団体から求人をいただいた場合には、長野県退職職員の再就職に関する取扱要綱の規定に基づき、雇用期間を原則65歳までとすることを条件に紹介を行っております。

一方で、雇用期間につきましては、県の要綱等を踏まえつつも、例えば、県への求人や独自の募集を行ったものの後任者が得られなかった、重要なイベント等を控えており経験者が必要であるなど団体の事情により、今年度は10名が65歳を超えて雇用となっております。こうした団体側の事情によるものでございまして、お話のございました慣例的な雇用延長の常態化は無いものと認識しております。

外郭団体への再就職者の過去3年間の推移でございます。

部課長級の退職者のうち、外郭団体へ再就職した者の割合は、直近3年間で、令和3年度が17.2%、令和4年度は10.7%、令和5年度は21.7%となっております。各年度により増減はございますけれども、10年前の平成25年度の39.1%と比較すると減少傾向にあるものと認識しております。

以上でございます。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には公用パソコンの私的利用の感知及び判断について御質問をいただきました。

公用パソコンの私的利用は、県が所管する情報資産の適正管理を目的として定めた長野県情報セキュリティポリシーに違反する行為であると認識しております。私的利用の把握については、情報セキュリティ監査の実施や所属長等からの相談等を端緒として、デジタルインフラ整備室が操作記録を確認する等の手段がございしますが、やはり職員一人一人がセキュリティポリシーの遵守等について日頃から心がけることが何よりも重要であると認識しております。このため、情報セキュリティ研修の実施や所属における日々の指導の中でセキュリティポリシーの浸透を徹底しているところでございます。

なお、私的利用の疑いがあった場合には、セキュリティポリシーに基づき各所属とデジタルインフラ整備室が連携して内容を把握し、業務との関連性が認められないなどの問題を認めた場合には、最高情報セキュリティ責任者である副知事に報告し、適切に対処することとしております。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問をいただきました。

兵庫県政に関連しての御質問であります。連日兵庫県政の在り方が報道される中で、私も知事として大分長く仕事をさせていただくことになりましたので、我が身を振り返らなければいけないところもしっかり認識しなければいけないと思いますし、また、兵庫県に限らず、他の都道府県のいい取組、悪い取組を常に意識しながら県政の改善につなげていくことが大変重要だというふうに思っています。

そうした観点で御質問にお答えしたいと思いますが、まず、定年後の部課長級職員の活用、県民の懸念への配慮という御質問でございます。

私も、このいわゆる外郭団体等へ退職職員が行くことにつきましては、就任した直後にいろいろ問題意識を持って検討いたしました。その結果、長野県職員セカンドキャリアセンターを設置させていただいて、県の関係団体だけではなく、民間企業をはじめとする様々な組織の皆様方に県職員を紹介させていただくという仕組みをつくらせていただいたところであります。人手が足りない、人材が足りないという中で、こうした仕組みを積極的にどんどんアピールしていかなければいけないというふうに思っております。

一方で、今、公務員は定年年齢の引上げ等が行われているところでありますけれども、こうした環境変化の中で、こうした取組だけでいいのかということについて改めて見直し、検討していかなければいけないのではないかというふうに思っております。

我々公務員は、やはり県民の皆様方の信頼が仕事をやる上で最大の基盤でありますので、これまでの取組を振り返りながら、今後どういう形が望ましいのかということについて改めて検討していきたいというふうに思います。

続きまして、財政健全化に向け、これまで重視してきた取組、成果という御質問でございます。

財政の健全化については、持続可能な県政運営を行っていく上で大変重要だというふうに考えておまして、これまで、選択と集中の徹底、歳入の確保、県債残高の縮減、こうしたことに取り組んでまいりました。毎年度の予算編成の中では、できるだけめり張りのある予算にしようということで取り組んできましたし、また、ふるさと信州寄付金をはじめとする歳入確保、そして県債残高の縮減を通じたプライマリーバランスの維持、こうしたことに取り組んできました。

こうした中で、御質問にもありました信州型事業仕分けは、就任当初に行わせていただいたわけですが、今行っている事務を廃止するとか、抜本的に変えるという議論は十分な成果を上げにくかったと率直に思っております。今は、どちらかという、県民参加型予算のように事業を新しく構築する方向で県民の皆様方の御意見を積極的に反映させるような仕組みを導入させていただいているところであります。

健全化の成果、結果ということではありますが、私が就任させていただいた当時は、県の財政調整のための基金残高は約270億円程度でありましたが、500億円規模にまで回復させることができました。また、建設事業債の残高についても、約2割縮減させてまいりました。さらに、ふるさと信州寄付金につきましても、今日では全国の都道府県の中ではトップクラスの約10億円ということで、歳出面、歳入面、両面の取組を通じてこうした成果をもたらしてきたというふうに思っています。引き続き厳しい財政状況が続いておりますので、この財政の持続可能性については、十分意を用いながら取組を行っていききたいというふうに考えています。

続いて、県民に見える形での大胆な事業見直しが必要ではないかという御指摘でございます。

先ほど申し上げたように、信州型事業仕分けを皮切りに、県民協働による事業改善政策対話、県民参加型予算ということで、県民の皆様方の思いをなるべく県の予算に反映するように取り組んできたところであります。

今申し上げたように、抜本的な見直しを県民の皆様方だけで議論していただくのは結構難しいと実感しておりますが、しかしながら、問題提起をしていただいたり、こんな視点が重要ではないかというような御意見を県民の皆様方からいただくということは、やはり依然として重要だというふうに私は考えております。

現在、当初予算の要求概要と同時に見直し事業をお示しさせていただいているわけでありまして、こうしたやり方の見直し等も含めて、事業の見直しがより県民の皆様方の声、思いを反映したものとなるよう検討していきたいと考えております。

最後に、さらなる行政・財政改革が必要と考えているか、必要であれば何かという御質問でございます。

これは、必要だというふうに考えております。社会経済環境がどんどん変化してまいりますので、常に行政・財政の在り方を考え続けて必要な見直しに取り組まなければいけないというふうに考えております。

特に、これから日本全体、長野県も人口減少になるわけでありまして、限られた人員でどれだけ効率的、効果的な行政サービスを提供するかということが極めて重要だと考えております。

何が重要かということをあえて3点申し上げれば、一つは、県の組織風土の改革。まさに、今、かえるプロジェクトに取り組んでいるわけでありましてけれども、やはり一人一人の職員がよりモチベーションを高く持ってその能力を発揮していただくことができるようにしていくことが常に求められるところだというふうに思います。特に、業務量が非常に多くなっている中で、集団皿回しではないかという御指摘もいただいているところであります。そういう意味で、自由闊達で風通しがいい組織風土をまずしっかりつくっていかねばいけないというふうに

思います。

それから、2点目は、A I・デジタルの徹底的な活用だと考えております。これから県職員の確保もだんだん難しくなってくると思いますし、これまでと同じような人員体制で行政サービスを維持していくのは、長期的に見れば困難になってくるのはほぼ確実だというふうに思います。そうしたことを考えれば、今から徹底して省力化、A I・デジタルの活用を行う中で、行政サービスの向上と業務の効率化の両面を図っていくということが重要だと考えております。

3点目は、これはなかなか県だけでは取り組めないものでありますが、やはり国との関係を抜本的に見直していかなければ、幾ら我々が努力をしてもなかなか効率化は進まないというふうに思います。国と地方が対等協力の関係になったとはいえ、法令に基づいて仕事をやらなければいけないという役割になっていますので、国が法律や制度を変えれば、それに対応して、どうしても私たちの仕事は増えざるを得ない、対応せざるを得ないという状況であります。

今の行政システムの中ではある意味やむを得ない部分があるわけでありましてけれども、しかしながら、もうこの仕組みは限界ではないかと思えます。地方分権の議論の中でも再三言われてきているように、国においては、本来国でなければできない事務にもっともっと特化してもらい、その他の事務は都道府県、市町村にもっと自由度を高めて委ねてもらおうということがなければ、毎年国の制度改正や補助金の仕組みが変わることに振り回されていては、とても対応していくことは困難になっていくだろうというふうに思います。

そういうことについて、国に対してしっかりと問題提起をしていかなければいけないというふうに思いますし、あわせて、例えば我々が外部委託化を進めようとしても、これは公務員でなければいけないというような縛りがどうしてもかかっています。私たちの業務の効率化を図る上で阻害となっているような規制、法令の見直しを国に求めていくということが重要だと思います。組織風土改革、A I・デジタルの積極的な活用、国との関係性の見直し、こうした視点を持ちながら行政・財政のさらなる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）悲惨な死傷事故の危険が高いことを誰もが分かっているながら、関係者の利害調整は難航し、廃止や抜本的な改良工事が遅々として進まない遮断機も警報器もない第4種踏切道について3点質問します。

本年4月、群馬県高崎市内の第4種踏切で小学4年生が電車にはねられ死亡しました。この悲惨な事故を二度と起こすまいと、群馬では、県と市町村が一斉に対策を進め、29年度末までに県内の第4種踏切ゼロを目指しています。山口県に次いで全国で2番目に多い県内で115か所ある第4種踏切道の解消について、県としてどのような努力を行ってきていますか。

二つ目。昨年11月議会での私の質問に対する局長答弁では、踏切道の管理は、国土交通省の通知により鉄道事業者が管理し、その費用を負担するものと答えられましたが、鉄道事業者にとって、第1種化は、新設もありますが、むしろ永遠に続く維持管理費用の負担が重荷となっています。ここにメスを入れていく考えはありませんか。

3、国の補助制度が本年度から始まる手動の踏切ゲート導入について、事業者並びに沿線市町村と積極的に協議検討する考えはありますか。

次に、県内地方鉄道の状況について5点質問します。

1、鉄軌道の安全性を高めていくには、機械的な強度を高め軌道狂いや列車の振動も少ない重軌条化、そして、しなの鉄道の脱線事故の教訓から、枕木のPC化の推進が大変重要となっています。

推進が遅れている長野電鉄、アルピコ交通、上田電鉄の民鉄3社の重軌条化並びにPC枕木化の現状をどのように把握されていますか。また、遅れている原因をどのように分析しているか、見解を伺います。

2、これらの老朽化した施設の更新のスピードを高めるため、期間限定での特別な支援を行うなど、施設整備促進の考えはありますか。

3、しなの鉄道の不要な老朽化施設の合理化について、知事は2年にわたり国に直接出向いて求められていますが、国の支援の手応えはいかがですか。

4、不正乗車と人件費をてんびんにかけて徹底した駅の無人化を進めるなど、生き残り策を模索している実態から見えるように、地方鉄道では人件費を増やすことができない状況にあります。表面的に見える運転士や駅員だけでなく、鉄道の第一の使命である安全を支えている技術労働者においても、若年転職者が増えてきています。技術の継承、蓄積は、鉄道事業の生命线です。県としてどのように認識され対処していくか、見解を伺います。

5、知事は、任期の折り返しのマスコミ取材の所見の中で、公共交通の維持に向け、事業者これまで以上に踏み込んだ支援をし、公共交通のサービス品質を保証する考えを示されましたが、県内の地方鉄道の現況をどのように分析され、維持させていくのか。見解を伺います。

○副議長（続木幹夫君）最初の答弁者はどなたでしょうか。

○12番（小林君男君）直江県民文化部長をお願いします。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）第4種踏切道の解消に向けました県の取組についてお尋ねいただきました。

長野県内の踏切道におけます対策につきましては、国の関東地方整備局及び北陸信越運輸局が事務局を担い、国、県、市町村の道路管理者及び鉄道事業者で構成されております長野県踏切道改良協議会合同会議が設置されており、改良すべき踏切道について協議しております。

県も、道路管理者の立場で従前からこの会議の構成員となっておりますが、令和6年3月に開催されました会議においては、第4種踏切道の統廃合の促進等について協議されておりまして、交通安全を所管する立場から、私どものくらし安全・消費生活課も出席させていただき、第4種踏切道の廃止に向けた取組を改めて関係機関にお願いしているところでございます。

また、県民文化部で所管いたします長野県交通安全対策会議においても、本年5月の会議において、関係者間で第4種踏切道の統廃合等の促進を再確認したところでございます。

なお、令和5年度中に2か所の第4種踏切道の解消が図られたものと承知をしております。

引き続き、これらの会議の場を通じて、運輸局などの関係機関と共に鉄道事業者や地域住民の検討が進むよう促してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私には鉄道事業への安全性確保策について御質問をいただいたところでございます。

まず、踏切道の維持管理費用についてでございます。

踏切道に関しましては、本県は、新設、更新など設備投資の費用に支援を行っておりまして、維持管理費用に関しては事業者が負担しているところであり、これまでのところ、事業者からは、この踏切道の維持管理費用についての財政支援の要望は受けていないところでございます。

また、民間企業の自立的経営を促す観点から、国、県の支援制度では、原則として事業者の直接的な経営支援につながる維持管理費用などのランニングコストにまで支援する仕組みにはなっていないところでございます。県としましては、今後も、引き続き、踏切道などの設備投資への補助を通じまして、鉄道事業者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、手動の踏切ゲート導入に向けた関係者との調整に関してでございます。

第4種踏切への手動ゲートの設置は、踏切通行者の物理的な一時停止や左右確認を促す効果が期待されることから、有効な対策と考えております。

これまで、国は、踏切道への補助は遮断機や警報器などを整備する場合のみ補助対象としていたところでございますが、令和7年度の当初予算要求において、国土交通省は第4種踏切における手動ゲートの整備を支援する対策を新たに盛り込んだところでございます。

踏切対策については、踏切道改良促進法に基づきまして、鉄道事業者、道路管理者、国の運輸局などで構成されます踏切道の改良を検討する協議体で協議されておりますことから、この協議において手動ゲートの設置が選択された箇所につきましては、国の支援制度の決定を前提にしまして、県からも鉄道事業者にその活用を促してまいりたいと考えております。

次に、民間鉄道会社3社のレールの重軌条化、PC枕木化の現状についての御質問でございます。

鉄道事業者におきましては、保守性や安全性の向上を図るため、必要に応じて、従前のレールをより重いレールに交換する重軌条化を実施しているほか、枕木の強度や耐久性を高めるため、従前の木製の枕木をコンクリート製のものに交換します枕木のPC化を行っているところでございます。これらの整備率は、第三セクターでありますしなの鉄道を除く県内の民営鉄道会社3社の平均で、レールの重軌条化については約76%、枕木のPC化につきましては約34%となっているところでございます。

民営鉄道会社3社では、土台となりますバラストへの影響を考慮して重軌条化を選択しない場合があるほか、走行する列車の重量、走行速度を勘案しまして、PC化を選択せずに新しい木製の枕木に交換する場合や、カーブなど必要な部分を集中的にPC化し、一方で、直線部分は一定の間隔でPC化することにより安全性を担保する場合があるなど、各社がそれぞれ専門の機関の助言を受けまして、必要な整備水準を確保していると聞いているところでございます。

続きまして、特別な支援の実施など設備整備を促進するための取組についてのお尋ねでございます。

事業者におきましては、老朽化した設備について事前に計画を定めまして、この計画に従い順次更新を進めていると承知しております。

議員御提案の特別な行政支援の実施は、一つの方策であると思われるものの、請負業者の人手不足などにより、一定期間内に実施が可能な工事箇所に限られることなどから、こうした行政支援が必ずしも設備更新のスピードを高めることにはつながらない場合もあると各鉄道事業者の方々から聞いているところでございます。

県では、今年度から、設備整備の補助金につきまして、国が専門的見地から事業実施の必要性を認める場合は、国の実際の補助金交付額の多寡にかかわらず、予定されていた県の補助が全額交付できるよう運用の見直しを行ったところでございます。今後は、さらに各事業者の意向などを十分に聞き取り、それぞれの適切な整備計画に応じて必要となる設備の整備が図られ

るよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、鉄道関係者の担い手不足への認識と今後の対策についてでございます。

県内の鉄道事業者からは、議員お話しのとおり、運転士や駅員に限らず、整備士、鉄道保線員等の技術職から事務職に至るまで担い手不足が深刻になっていると聞いているところでございます。

担い手不足の進行は、公共交通のサービス水準の低下のみならず、公共交通の安全性をも脅かすことにつながると考えており、特に、技術職の担い手を確保し、技術を継承、蓄積することは、安全な運行にとって極めて重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、本県では、専門の就職相談窓口の設置やマッチングイベントの開催などのほか、技術職を引きつけるための労働環境の改善や給与水準の引上げなど、事業者と十分に相談、協議しながら様々な手段を組み合わせた効果的な取組を実施、促進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には鉄道事業に関連して2点御質問をいただきました。

まず、しなの鉄道の不要な老朽化施設の合理化について、国への支援要請に関する手応えはどうかという御質問でございます。

しなの鉄道は、全国初の並行在来線として開業から27年が経過したところでありますが、かつて特急列車が走行していた路線であることから、高度な設備をそのまま引き継いでいるという状況であります。そうしたことから、維持管理コストが必要以上にかかっているという状況が続いています。

こうしたことから、私どもとしては、並行在来線の分離の経緯に鑑み、こうした施設の過大な設備の除却等合理化への支援は国が相応の責任を負うべきではないかということで、支援制度の創設を求めて国に要請をしてくれているところであります。

昨年12月には、当時の斉藤鉄夫国土交通大臣に対して、また、今年の11月には、五十嵐鉄道局長に対して要請したところでございます。大臣あるいは局長からは、どのような支援ができるか検討していくという趣旨の御発言があったところでございます。

こうした並行在来線が抱える問題については、私どもだけの問題ではなく、同様の並行在来線を有するほかの道県とも同じ問題意識でございますので、本県からの提案と同じ趣旨の要望を関係道県で構成される協議会から国や与党に対して行わせていただいているところでございます。引き続き並行在来線の置かれた特殊な状況に鑑みて、国の支援がしっかり実現されるよう国に求めていると考えております。

続きまして、県内地方鉄道の現状認識と維持に向けた方策という御質問でございます。

地域公共交通全般につきましては、少子高齢化、人口減少の進行、また、コロナ禍を契機とした働き方、暮らし方の多様化といったようなことで、民間の事業者の経営努力のみで維持する、頑張ってくださいと言うことが難しくなっているというふうに考えております。

こうしたことから、本年6月に策定した地域公共交通計画におきましては、公共交通を社会的共通資本として位置づけて、行政の主体的な関与を強めていくことでその維持を図っていくこととしております。その際、公共交通が保障すべき移動は通院、通学、観光と定めさせていただいて、一定の品質を確保していこうというふうに考えております。

そうした中、鉄道事業については、県内と県外、また県内各地を結ぶ公共交通の基幹的な役割を担っていただいております。そのため、安全性の向上やバリアフリー化等の設備投資への支援を行うほか、利用促進にも協力して取り組んでいきたいと考えております。

また、今後とも事業者の課題、問題意識について十分把握、共有させていただいた上で、沿線の市町村をはじめとする関係の皆様方とも意思疎通を図りながら、関係者と協力して、地域の財産として鉄道事業が維持発展することができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）直江県民文化部長に再質問いたします。

痛ましい事故が起きないように、危険な第4種踏切の解消を事業者や市町村任せにせず、群馬県のように県が主体的に着手することが最も求められている今日です。

しかし、質問に当たっての調査では、第4種踏切の解消は、県組織のどの部局が先頭に立つて行うのか、職務分掌が複雑で不明確であることを痛切に感じました。交通安全を担う県民文化部の見解を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）第4種踏切に関しまして再度御質問を頂戴しております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、踏切道対策に関しましては、協議する場として長野県踏切道改良協議会合同会議がございます。交通安全を担う県民文化部といたしましては、今後この会議へ第4種踏切道の解消を働きかけてまいります。

また、引き続き、県民の皆様への各種啓発や講習等を通じまして、第4種も含め踏切道全般の安全通行を促してまいります。

以上でございます。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）尊い人命に勝るものではありません。警察、そして交通政策局共に第4種踏切解消に御尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、民生児童委員について質問します。

高齢者の見守りや子育て世代の支援などに無報酬で当たる民生児童委員。毎年市長会からの陳情をいただいているように、担い手確保が大きな課題となっています。

一斉改選まで1年を切りました。前回の改選では、多くの市町村の推薦母体である地域自治組織の区長さん自らが責任を取らざるを得なかった事例が県内各地で多発するなど、選出には大変な御苦勞があったことが報告されています。推薦人でもある県としてどのような対策を講じられてきたか。具体的な担い手確保の方向性などについて5点伺います。

1、担い手の確保が困難な背景についての分析内容を御説明ください。また、市町村の定例会参加などによって新たに把握した課題などがありましたら報告ください。

2、過度な負担を軽減するため、業務の軽減策やマニュアル化などについてはどのように着手され、どのような効果がありましたか。

3、主要な任務である高齢者や子育て世帯の支援に本腰を入れていただくためのさらなる負担軽減策を市町村と共有し、解決していく考えはありますか。

4、地域の皆さんに活動を知ってもらう、理解してもらう、協力してもらうための周知・啓発活動についての具体的な方向や実施計画を説明してください。また、市町村からは、これらの活動について、過度の負担感を広報することで、さらなる担い手不足を招くといった声も聞かれますが、見解を伺います。

5、活動や責任の度合いに見合う報酬の設定を国に求めるとともに、県としても創設すべきと考えますが、いかがですか。

結論は、見送ることとなりましたが、この間、厚生労働省も選任要件に関する検討会で担い手確保対策を議論してきました。しかし、居住要件の緩和などが中心で、長野県の実態改善への効果はほとんどないと捉えます。見解を伺います。

また、担い手確保改善に向けて、長野県としても、詳細部分も含めて厚労省に強力に提言していくべきと考えますが、いかがでしょうか。社会情勢が大きく変化する中であって、この制度の在り方について知事の考えを伺います。

また、知事会としても、国に対して負担の過多をはじめとした選出の困難を軽減する施策の実施を要請すべきではないですか。所見を伺います。

○副議長（続木幹夫君）小林君男議員にお尋ねします。ただいまの質問は、答弁者はどなたでしょうか。

○12番（小林君男君）健康福祉部長です。

○副議長（続木幹夫君） 笹渕健康福祉部長で、最後は阿部知事ということで。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には民生児童委員に関連して6点お尋ねがございました。

初めに、担い手確保が困難な背景の分析と新たな課題についてでございます。

県では、民生児童委員の担い手確保の課題を把握し、今後の方策につなげるため、市町村へ意見を聞いたところ、国が実施したアンケート調査と同様に、高齢な方の就労率が高くなったことにより適任者を探しにくい、負担の軽減策が必要であるとの意見が共通して挙げられました。

また、昨年度、7市町村の民生児童委員の皆様へ伺い、活動の負担についてお聞きした際にも、行政で真に必要な活動内容に絞ることや、現在の高齢者の雇用状況に見合った制度にすべきなどの御意見をお聞きしております。

二つ目に、業務負担の軽減策についてでございます。

県で令和2年に実施したアンケートでは、民生児童委員の皆様から、何をどの程度やればよいのか分からない。個々の課題にどこまで踏み込めばよいのか分からないといった戸惑いや、不安をはじめとする精神的負担について多数のお声をいただきました。

このため、民生児童委員の具体的な活動範囲の目安を示し、少しでも活動しやすい環境を整えるよう、県において活動の目安と考え方に関するQ&Aを令和3年度に作成し、各市町村で活用いただけるよう配付いたしました。実際に活用いただいている市町村からは、民生委員から分かりやすく活動の参考にできるとの話があったという声をいただいております。

また、実際の活動そのものの負担軽減を図るべく、令和5年、市町村に対しQ&Aの積極的な活用や、充て職の削減、また、学校や地域行事への出席の見直しについても通知いたしました。これらの取組により、従来と比べ、一定程度の負担の軽減が図られたものと認識しております。

三つ目に、さらなる負担軽減策を市町村と検討することについてでございます。

民生児童委員の負担軽減については、これまでも市町村担当課長会議を開催するなど、様々な取組を行い、対応してきたところでございます。今後も、委員の皆様のお声をお聞きしながら、負担軽減について市町村と共に対応を検討してまいります。

四つ目に、普及啓発活動の方針と実施予定、そして広報についてでございます。

普及啓発活動につきましては、令和7年12月の一斉改選を見据え、民生児童委員の活動や意義について幅広い住民へ広報、周知が図られるよう取り組んでいくとともに、広報活動の充実について国へ要望しているところでございます。

また、議員御指摘の広報による懸念についてはお聞きしておりますが、委員の活動内容や業

務範囲、活動の意義について正しく住民に理解していただくことも大変重要であると考えております。このため、広報に当たっては、単に負担感を伝えることにならないよう、民生児童委員や市町村の皆様の御意見をお伺いしながら取り組んでまいります。

五つ目に、適正な報酬設定についてでございます。

民生委員の給与については、民生委員法の支給しないとする規定に基づき無報酬とされていることから、県で独自に支給することは難しいと考えます。一方で、活動に必要な交通費、通信費等の実費は支給されており、その財源は国で措置していることから、実態に見合った活動費となるよう適切な財源措置について国へ要望してまいります。

最後に、担い手確保についてでございます。

今般、国の検討会において、民生委員の任期中に転居した場合にも活動が継続できることを明確化するとの方針が示されたことは承知しているところでございます。本県におけるその効果につきましては、現時点で明確にお答えすることは難しく、今後状況を注視してまいりたいと考えております。

また、県では、これまで、担い手不足の解消に向けた対策を早急に講じるよう国へ要望しており、今後も引き続き市町村等の御意見を聞きながら必要な要望を行ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には民生委員、児童委員に関連して、在り方についての見解、それから国に対して選任における課題を解消するための施策を要請すべきと考えるがどうかという御質問でございます。

まず、国に対しては、全国知事会からも、民生委員の処遇改善ということで必要な活動費を支給できるよう財政支援を拡充するようという提案、要望をさせてきていただいているところであります。

民生児童委員の皆様方には、本当に地域の福祉の向上のために大変な御貢献、御尽力をいただいておりますことにまずは深く感謝申し上げたいというふうに思います。

私も、かつて神奈川県で福祉の課長をしていたときに、民生委員、児童委員の担当であったわけですが、地域福祉を充実させていく上では、地域における活動をしっかり支えていただく民生委員、児童委員の皆様方の役割は非常に大きなものがあるということを実感しておりました。

ただ、一方で、御質問にもありましたように、今、この民生委員、児童委員の制度は大きな転換期に差しかかっているのではないかと私は思います。かつての産業構造は、例えば日本全国に農村部が多く、暮らす地域と働く地域が近接しているような方々が多く存在していたわけ

であります。そういう意味では、地域活動に協力していただけるような方が今以上に多かったというふうに思います。しかし、御質問にもありましたように、全体の人口構成が高齢化する中で、こうした地域活動の担い手をどうしても高齢者の皆様方にお願ひせざるを得ないという形になってきています。

こうしたことを考えると、制度の在り方も含めて、今後どうしていくのかということをしっかり考えていかなければ、お引き受けいただいている方の善意に頼り切ってしまうということになりかねないのではないかと思います。

こうした様々な時代変化の中で、どういう制度が望ましいのかということは、ぜひ国にも考えてもらいたいと思いますし、私どもとしても、市町村をはじめ、関係の皆様方と具体的な対応の在り方について考えていく必要があるというふうに思います。

問題提起をいただいたということで受け止めさせていただき、国の対応をすぐに変えるというのはなかなか難しいところもありますけれども、継続的に国に問題提起をしていくと同時に、私どもとしてできることは何かということを検討していきたいと考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君） 2年前の12月、ようやく県としても重い腰を上げ、市町村の担当者会議を開催し、その後も各市町村に出向き、努力はされてきています。単身世帯の高齢者が増加している中であって、任務の重要性がますます高まってきていることも事実です。今、知事が申されたように、国への努力の要請、そして、県としても、改善に向けてぜひ御奮闘いただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君） 次に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） それでは、早速ですが質問いたします。県庁の所在地と一極集中についてであります。

南北に長い長野県の県庁所在地について、南信地域からは遠い。移動に伴う時間、交通費は南北格差だ。長野県の真ん中に県庁があるべきだとの思い、声は常にあります。約30年前に長野自動車道が全線開通し、交通の便は格段によくなりました。しかし、北陸新幹線、当時は長野新幹線が開通した東信地域のほうが利便性は跳ね上がり、南信地域から県庁までの距離、かかる時間をさらに際立たせているのが現状であります。

しかし、知事は、10年前、県庁の耐震化工事が終わった後の一般質問で、長い歴史の中で様々な議論があり、様々な経緯を経て現在に至ると県庁の所在地について説明、肯定しております。

現在、県は、県庁の周辺整備について、整備方針策定に向けた有識者会議を２回開催し、長野市が策定した長野中央西地区市街地総合再生基本計画に沿って検討をしております。その有識者会議で、実現化方策（案）として、一つに、県警本部庁舎の移転集約と機能強化、二つに、県有施設の集約再編と機能拡張などが示されました。これによると、将来の県政運営に必要な機能や規模を精査し、県警本部移転後の空いたスペースに適切な集約再編を行うとしております。これらを踏まえて質問いたします。

県庁については、10年前に免震工事改修を行い、これから省エネ改修も行う予定であり、知事も今年の７月５日の会見で、今のところこの庁舎を全面的に建て替えることは考えていないと発言しておられます。県庁本庁舎の建物はどれぐらい先まで使うことを想定しているのか、伺います。

さらに、今後、50年、100年の中での県庁周辺整備といった話が有識者会議の冒頭、渡辺総務部長からありました。この50年、100年の間には間違いなく県庁の建て替えがあると推測しますが、今回の県警本部の移転については、県庁に近いところという条件で検討が進んでいると認識しております。このことは、裏を返せば、県庁を建て替えるときには県警本部の近くに建てるということになるのではと邪推するわけではありますが、今回の県警本部の移転については、将来的にこの地に県庁を建てるという方針を示唆しているのでしょうか。以上２点を渡辺総務部長に伺います。

さて、県庁の所在地は、県民にとっても大きな関心事であります。建て替える際には、条件をなるべくつけず、広く県民の声を聞きながら丁寧に進めるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

９月の定例会の早川議員の第２県庁に関する質問の答弁で、幹部が出向いたり、会議を各地で開催する、知事が一定期間飯田市に滞在するなどの対応策について言及されておりました。南信地域の県民にも県政をより身近に感じていただくようにとの思いはとてもありがたいと感じます。しかし、南信地域からすると、それだけではなく、知事の言う東京一極集中が、県では長野市一極集中になっているのではないかと考える者もあります。南信地域出身の県職員の方はかなりの人数が長野市近郊に家を建てるといった状況は、まさにそれであります。

また、知事は、９月18日にＪＲ東海ヘリニア中央新幹線建設促進長野県協議会の要望書を提出した際に、「できればＪＲ東海の本社機能の一部移転等大胆な対応をしていただければと思っています」と発言しており、その後の取材にも、本社機能移転の提案について、東京一極集中は極めて大きな課題で、分散型の国土をつくっていかねばいけない。ＪＲ東海に踏み込んだ対策をしていただけると大変強いメッセージになると述べております。

さらに、阿部知事が副会長の全国知事会による国への提言・重点項目に記されている東京一

極集中の是正には、大学、企業の地方への移転の促進、大規模災害時の首都機能のバックアップ体制について言及されております。

当面、県庁の建て替え、移転がないことを踏まえ、知事がＪＲ東海や国へ求めている本社機能の一部移転や一極集中の是正について県も行うべきと考えます。このことは、県内の市町村やＪＲ東海、その他の企業に対しても強いメッセージとして伝わるのではないのでしょうか。

そこで、分散型の県土を率先してつくっていくために、県有施設の集約再編と機能拡張に併せて、県庁の部局や機能の移転を検討すべきと考えます。それらを含めた県組織等の今後の在り方について知事の所見を伺います。

次に、元気づくり支援金のこれまでと今後について伺います。

県は、17年間地域の自主的、主体的な取組の支援制度、地域課題の解決手段として定着してきた元気づくり支援金を、来年度に向けてマイナーチェンジを行う予定であります。市町村長へ説明したと聞きますが、現場からは戸惑いの声もありますので、質問したいと思います。

元気づくり支援金の活用団体の約７割が、ＮＰＯなどの公共的団体であります。今後訪れる人口減少社会において、元気な地域づくりのためには、こういった公共的団体の活動が不可欠であります。これまで制度の果たしてきた役割を踏まえ、今回の制度変更に対する知事の考えを伺います。

以下、いただいた御意見から質問をしたいと思います。

支援対象事業の重点化として、単一の市町村域を超えた広域的な連携事業、人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業が挙げられ、地域の住民生活へ目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、補助金活用後の自走ビジョンが明確であること、地域課題解決のモデルとして他地域への高い波及効果が期待されるものとの要件が記されております。

それらにのっとり、制度変更後に対象外となる具体的な事例として、花壇の整備事業、市町村単独の観光協会の事業、単発イベント、同一団体が事業内容を変えながら毎年継続的に行っている自走性の低い事業などが挙げられております。

しかし、これらの団体は、対象外となっても地域から必要とされる活動を担っている場合があります。ですので、対象外となった場合、市町村への負担の転嫁が懸念されます。このことの市町村の理解をどう捉えておりますか。

また、行政ではできないことを地域で担っている公共的団体に対し、これまで、県は元気づくり支援金を通じて支援をしてきましたが、それらの団体の活動が停滞することがないようにサポートをするのか、伺います。

77市町村のうち74の市町村で独自の支援制度を制定しており、県は、市町村単独の事業など

はそれを使っていただくなど、県と市町村による支援のすみ分けを考えております。しかし、市町村単独の支援制度は、上限額が20万円など、元気づくり支援金よりも低いところが多く、一番資金の必要となる立ち上げ時の支援額は、元気づくり支援金との差が大きくなります。事業のスタートアップの財政的支援が特に必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、これまでは、地域に対して貢献度の高い事業でも、同一内容の事業については3年という制限がありました。この期間の延長についての要望は多くあったと認識しておりますが、今後の在り方について見解を伺います。

今回の元気づくり支援金の制度変更により、要件のみならず、申請や報告などのハードルが高くなることが懸念されます。現在の申請件数の減少傾向についても、申請や報告の煩雑化がその原因の一つと考えるものもあります。申請や報告の簡素化についてどのように考えているのか、伺います。

最後に、今回の制度変更について、どういった事業が支援対象なのかイメージができないという市町村の担当者が多いようです。例えば、これまで支援してきた17年間、約4,000の取組の中で、新しい制度でも支援できる取組を例示したらと思いますが、いかがでしょうか。以上6問を中村企画振興部長に伺います。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には2点の御質問をいただいております。

まず、県庁の建物をどのくらい先まで使うことを想定しているのかとのお尋ねでございます。

県庁舎は、壁や柱などの材料の状態が良好なことから、長寿命化に資する適切な修繕や改修を行い、建設された昭和42年から100年を目途に使用できるものとしているところでございます。

次に、県警本部の移転と県庁を建てる方針についてのお尋ねでございます。

現在の県警本部は、県庁9階、10階のほか、県庁周辺に分散していることに加え、その執務環境も手狭になっているところでございます。こうした状況を踏まえ、県警本部庁舎の建設に向けた検討を進めているところであり、議員御指摘の将来の県庁を建てる方向を示唆するものではございません。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、県庁所在地については広く県民の声を聞きながら丁寧に進めるべきとのことですが、そのとおりだと思います。先ほど、私がどこかの場所に固定することを肯定したというような御質問がありましたが、昔の答弁を読み返してみますと、かなりの事業費をかけて耐震化工事

を完成したので、大切に使いながら当面する県政課題にしっかり取り組んでいきたいと答弁させていただいているところでありまして、現状課題になっているわけではありませんし、県庁をどうするかという大きな話を知事が独断で決めるなど絶対にあり得ないと思っております。

それから、分散型の県土を率先してつくっていくために県庁の部局や機能の移転を検討すべきと考えるかどうかという御質問であります。

長野県の構造を一極集中と見るということにはいささか議論があるのではないかと考えています。本当の意味の一極集中というのは、県庁所在地に人口も何もかもが集まっている。多くの県は、県庁所在地に人口のかなりの部分が集中しており、そこに何か施設を置けば多くの人たちが利用できる、そういう形で一極集中しているわけですが、先ほどの御質問にもありましたように、長野県の場合は、県庁所在地の長野市にだけ何かがあれば県民の皆様方が満足するということではないので、一極集中というよりも、むしろ、広い県土にいろいろな施設が分散しているけれども、県庁自体が遠いということに問題があるのではないかというふうに私としては受け止めています。

まず、行政機能の在り方としては、これまでも、長野市だけに全部を置こうということではなく、例えば都市緑化信州フェアの推進室は安曇野の庁舎に置かせていただきましたし、今御議論いただいております消費生活センターについては松本に集約させていただきました、本庁で所管している啓発や情報発信といった業務もそこに移管していこうというふうに考えております。そういう意味で、必ずしも全てをここに集約することが最適だというふうに考えているわけではありません。

将来に向けて、デジタル化も進みます。また、かつてと比べれば交通体系も大分整備されてきています。そうしたことを考えると、人口戦略の中にも書かせていただいておりますように、改めて県土のグランドデザイン、どういう県土にしていくかということをしっかり考えていくことが必要ではないかというふうに思っています。

その際、例えば、リニア駅の周辺整備は、我々長野県としても非常に大きなプロジェクトであり、地元の皆様方とも連携しながら対応していかなければいけないというふうに思っております。

また、松本市や長野市の中心市街地の開発も、我々県としてもできるだけ邪魔しないように、応援する形で関わりながらよりよいまちづくりを進めていただくということが大変重要だというふうに思っています。

そうしたことを考える中で、都市機能がどうあるべきかということと、我々の行政機能をどう配置していくかということとを併せてしっかり考えていくことが重要だというふうに思っています。

今度、人口戦略県民会議第1回目の会合を開催します。会議自体は長野市で開催する予定になっていますが、私は松本からオンラインで参加しようと思っています。もう既にそういう時代になっていますので、行政手続のオンライン化や、仕事も在宅勤務を多用するなど、これまでと組織の在り方自体も変わってきます。この県土のグランドデザインをどう描くかということと、県の様々な機関や組織をどう配置していくかということの両面をにらみながらしっかり考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（続木幹夫君）知事に申し上げます。元気づくり支援金について答弁願います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）大変失礼いたしました。もう一点御質問をいただきました。元気づくり支援金についての御質問であります。

元気づくり支援金は、元気な地域づくりのためにこれまでの制度が果たしてきた役割を踏まえた今回の制度変更に対する考え方という御質問であります。

今般の信州未来共創戦略（仮称）案にも記載させていただいたように、社会が大分複雑多様化してきておりまして、我々行政だけでは対応できない、解決できない課題も大分増えてきているというふうに思っています。

その中で、いわゆるソーシャルセクター、NPO等、行政あるいは企業ではないセクターの活躍が非常に重要になってきているというふうに受け止めております。

これまで、元気づくり支援金におきましては、制度創設から17年間で4,000を超える地域づくり団体の自主的、主体的な取組を支援してまいりました。こうした観点で、ソーシャルセクターの支援をするという大きな役割を果たすとともに、様々な魅力ある地域づくりにも貢献してきたものというふうに受け止めております。ただ、大変長く制度が続いてくる中で、御要望や新規活用団体も減ってきました。また、事業の質や成果の検証を行った上で、いろいろな課題も見えてまいりました。また、資金や人材の不足から、活用した後に活動を継続できないといった団体も増えてきています。

こうしたことから、市町村の皆様方と共にワーキンググループを設置して、この制度の在り方をどうしていこうかということで検討してきたところであります。今般、その検討結果を踏まえて、来年度からは、支援対象を広域的な連携事業と持続可能な地域づくりに真に資する事業にしていこうと考えております。

これに加えて、この人口戦略、信州未来共創戦略（仮称）案ともリンクする特に重点的に推進したい取組については、重点支援対象事業として、補助率をかさ上げしていきたいと思っています。できるだけこの人口減少対応に活用できるようなものにしていきたいと思っています。

こうした中で、事業の質の向上を図るとともに、各地域振興局には総合的な支援窓口を設置して、こうした地域づくり団体の相談支援機能を県として充実させていきたいと思っています。こうしたことを通じて、様々な取組、団体の皆様方の活動支援、活動基盤の強化を図っていききたいというふうに思っております。

引き続き、この元気づくり支援金、そして様々な団体に対する支援の両面から地域の活動の活性化を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には元気づくり支援金について六つ御質問をいただきました。

まず、元気づくり支援金の見直しによる市町村の負担増加についてでございます。

今般の元気づくり支援金の在り方の検討に当たりましては、県と市町村が合同でワーキンググループを設置しまして、地方自治法における県と市町村の役割分担も念頭に、県は広域自治体として広域連携による取組や広域的な波及効果のある取組を支援し、市町村は住民に身近な自治体として自らの区域内における地域振興の取組を主体的に推進支援するという認識の下に検討を進めてまいりました。

今回の見直しは、こうした検討を踏まえ、県として支援する対象を重点化するものですが、見直しにより今後対象外となる事業への対応は、ワーキンググループの議論の中でも大きな論点の一つでした。

市町村からは、これまで県が支援してきた事業について、今後は市町村で対応するものが一定程度増えてくることを想定し、各市町村における財政的な調整や、それぞれ独自に運用する支援制度の見直しには一定の時間が必要なので、経過措置的なものを設けて段階的に改正案の内容に移行できないかといった意見をいただきました。

こうした御意見も踏まえまして、市町村における財政面、制度面での検討・準備期間を確保できるよう、2年間の経過措置期間を設け、その間は現行基準による事業も引き続き採択対象とする取扱いをお示ししたところでございます。

また、先ほど知事からもお話がありましたように、総合支援窓口を各地域振興局単位に設置して県の相談支援体制の充実を図り、対象外となってしまう事業についてもブラッシュアップして対象とできるよう助言するなど、きめ細やかな支援を行ってまいります。

こうした工夫を踏まえまして、県と市町村との協議の場において見直し案を御了承いただくとともに、市長会、町村会での説明等を通じて市町村長の皆様にも一定の御理解をいただいたものと考えております。

次に、公共的団体の活動に対するサポートについてです。

先ほど申し上げたとおり、今回の見直しでは、2年間の経過措置期間を設けるとともに、各地域振興局単位に総合支援窓口を設置し、地域づくり団体の取組のレベルアップや活動基盤の強化に向けた相談、助言などきめ細やかな支援を行っていくこととしたところです。

相談支援窓口では、地域づくりに関する取組への助言、地域おこし協力隊などの地域で活躍するプレーヤーとのマッチング、資金調達のノウハウの提供など、地域振興局や本庁を含む県全体のネットワークや知見を最大限活用した支援を行ってまいります。団体活動が停滞することのないよう、今以上のきめ細やかな支援を行うとともに、経過措置期間中における新基準への移行状況など、今回の見直しに対する市町村や団体の対応状況について注視してまいります。

次に、元気づくり支援金見直しによる県の財政支援についてでございます。

ワーキンググループの中でも、市町村から、改正に伴い対象外となった団体への支援を行う市町村への補助金交付を検討できないかといった県からの財政支援を求める旨の御意見もあったところでございます。

しかしながら、地域づくり活動への支援は、県、市町村の役割分担に基づき、それぞれが主体的に取り組むという考え方の下、費用分担も同様にそれぞれが負担する方向で市町村にも御了承いただいたところでございます。

また、現時点で県と市町村の制度に差がある状況も確かに見られますが、市町村から、2年間あれば制度改正が可能という声をいただきまして、財政面、制度面での検討準備をしてもらうよう2年間の経過措置期間を設けることとし、同様に御了承いただいております。

次に、同一団体における継続支援についてでございます。

現行制度では、ある団体が同一内容の事業を複数年行う場合、1年目のみを補助の対象としておりますが、事業内容が類似していても、ホップ・ステップ・ジャンプのように発展性を伴う事業は、本来単年度である本支援金の性質と自走性を求めることのバランスを見て3年目まで対象としておりまして、今回の見直しにおいてもその点についての変更はございません。

なお、先ほど申し上げたとおり、経過措置を2年間設けておりますが、これにより、本年度採択された事業についても、3年目の令和8年度まで採択することは可能となっております。

次に、申請方法等の簡素化、負担軽減についてでございます。

元気づくり支援金の申請等に係る事務手続については、申請者に過重な負担をかけないように配慮し、提出書類の電子化など、これまでも適宜運用を見直してきたところです。

実績報告や会計に係る支出書類の保存など、補助金交付規則に基づく手続も多く、補助金事務の適正性、信憑性を担保する観点から、これ以上の手続の簡素化には慎重な検討が必要ですが、例えば様式への入力補助機能の導入など、申請の負担軽減について、申請者の皆様の御意

見も伺いながら引き続き検討してまいります。

最後に、見直し後の対象事業例についてでございます。

ワーキンググループに参加した市町村からも、今回の見直し後の対象事業例を示してほしいといった御意見もいただいたところです。このため、第3回のワーキンググループにおいて、過去の採択事業の中から、新基準の要素を満たしている事業、例えば、広域的な連携事業として、山城を活用した事業でございますが、上田市と坂城町等が連携し、看板の設置やガイドの養成など継続的な取組に向けて11団体が参加する協議会を立ち上げた事業。また、モデル性が高い事業として、茅野市の地域の食文化であるドジョウをテーマにした事業ですが、地域資源の活用はもとより、古民家の拠点としての活用、子供たちへの教育等、幅広い観点で事業に取り組む先進性が見られ、支援金の交付終了後も見据えた運営という自走性も評価できる事業など、複数の事業例をお示ししたほか、地域コミュニティーに関する全国の先進事例も紹介し、事業のイメージを一定程度御理解いただいたものと考えております。

また、これから各エリアごとに開催する説明会の中でも、具体的な事業例を紹介しながら丁寧に説明してまいります。

加えて、各地域振興局に設置する総合支援窓口において相談を受けた場合にも、こうした事業例をお示ししながら分かりやすい説明に努め、ブラッシュアップしてまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）まず、県庁の所在地ですけれども、県警の位置が将来の県庁の位置を示唆するものではないという言質が取れましたので、よかったというように思います。

知事からは、交通の便がよくなったという話がありますが、我々南信に住む者からしますと、どうしても遠いと肌で感じます。2時間、3時間かかるということ、これはそんなに簡単なことではないと思っていただければと思います。次に県庁建て替えを検討する際は、もう少し真ん中のほう、例えば松本辺りということもぜひ検討していただきたい、そのようにお願いしたいと思います。

続いて、元気づくりの話ですけれども、総合窓口等を置いて県としてしっかりと助言していくというお話でありました。元気づくりは、市町村が窓口のような形で、活動される団体とお話をしながら書類をつくるということはよくありましたが、今回は、県で地域振興局に総合窓口を置いてしっかりと助言していくというお話だったと思います。市町村の負担という部分ではよく分からない部分もありますので、県のほうで丁寧に説明をしていただきたい、そのように思います。

少し戻ってしまいましたが、知事から県土のグランドデザインというお話がありました。将来

に向けて県民の方々から英知を集めてつくっていただきますようお願い申し上げます。

以上で質問を閉じます。

○副議長（続木幹夫君）次に、大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。通告に従い順次質問いたします。

初めに、知事の目指す地方分権について質問します。

本年実施された衆議院議員選挙においては、1票の格差是正を目的とし、小選挙区において10増10減の選挙区割りの変更がなされました。東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県の5都県で合わせて10増える一方、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県で1ずつ、合わせて10減となりました。

区割り変更からも、地方の人口減少は顕著であり、その減少分のほとんどを都市部が吸収することで、相対的に都市部の議員比率が高まっていくという事実が見えてきます。参議院選挙区における鳥取県・島根県、そして徳島県・高知県の合区を受け、国においては憲法の在り方も含めた議論がなされています。このことから、地方分権の流れと逆行することのないよう、地方の意見が国政に反映されづらくなることで政治格差を広げぬよう、地方から声を上げていかななくてはなりません。

そこで、このままのペースで人口減少が進んでいくと、地方の議員割合が減少し、東京など都市部選出の議員割合が高まることで、大都市偏重型の施策が進むのではないかと懸念されますが、知事の所見を伺います。

阿部知事は、前任者で現全国知事会会長の村井嘉浩宮城県知事より指名を受け、昨年9月に全国知事会の国民運動本部長に就任されました。これまで、国スポ改革をめぐる議論などをリードされてきたと認識していますが、どのような思いを持って就任されたのでしょうか。また、リーダーシップを発揮し、特に地方分権や東京一極集中など、何を是正し、実現されようとしているか。以上、阿部知事の所見を伺います。

次に、スポーツと観光振興について質問します。

観光スポーツ部が発足した要諦は、スポーツ振興のみならず、スポーツが有するポテンシャルを生かし、時に観光と融合させ、相乗効果を図り、本県の活力向上につなげることと捉えています。

そこで、観光振興や地域活性化を目途とし、全国規模のスポーツ大会誘致は、中長期ビジョンを持ちつつ、信州やまなみ国スポ以降も積極的に図っていくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

県大会や全国大会の開催に当たっては、主催者が参加費徴収や広告収入などにより収入を確

保し、支出の削減を図っていますが、例えば、長野県立武道館において、北信越大会規模以上の大会で主道場を2階観覧席まで終日貸切りで利用した場合、10万円以上の利用料がかかることから、主催団体の大きな負担となっていると競技団体から伺っています。

このように、規模の大きな大会は、大きな負担が伴うものの、宿泊や飲食も伴うことで観光や経済への波及効果も期待されることから、負担の増加によって規模の大きな大会開催を断念することがないようにサポートしていく必要があると考えます。そこで、大会の参加人数などに一定の基準を設け、主催団体への補助制度を検討すべきと考えますが、観光スポーツ部長の所見を伺います。

今年開催された佐賀国スポにおいては、男女とも多くの選手が躍動し、活躍された一方、女子総合の得点、順位に目を移すと、604.5点を獲得し、23位であり、前回鹿児島国体の660.5点、16位、前々回栃木国体の703点、13位から大きく順位を落としています。2028年信州やまなみ国スポにおいて、天皇杯並びに皇后杯を目指す上で、この要因をどのように分析し、これを踏まえて、今後どのように女性アスリート支援の環境を整備していくか、観光スポーツ部長に伺います。

中学校の教員の中には、部活指導にやりがいを感じ、教員となった方も多くいます。スポーツの競技力向上、裾野の拡大においては中学校の教員が大きな役割を果たしていることから、部活動地域移行によりこうした教員の意欲が低下することのないよう、どのような取組をしていくか、教育長の所見を伺います。

スポーツにおいては、勝ちたい、高みを目指したいと思うことで、向上心を持ち、努力や工夫、仲間とのコミュニケーションが生まれ、成長につながっていきます。そして、勝つことの喜びにより充実感や達成感、自己肯定感が充足され、競技を継続し、より高みを目指したいという好循環につながっていきます。

行き過ぎた勝利至上主義になってはいませんが、スポーツは楽しいものでありながらも、厳しさ、困難さも有しており、時に自分との闘いも生まれてきます。そして、これらを乗り越え、勝利や高みを目指す意義は、人格形成という面においても大きいと考えます。そこで、部活動における勝利や高みを目指す意義について教育長の所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、私の目指す地方分権についてということで2点御質問を頂戴しました。

まず、人口減少の中で、将来的には大都市部の議員が増えて、大都市偏重型の施策になってしまうのではないかという御懸念についてどう思うかという御質問であります。

御懸念は私も全く同じ思いであります。今、私は全国過疎連盟の会長をさせていただいてい

ますが、過疎地域から選出された国会議員の先生方と懇談させていただくと、かなりこの話題が出ます。

先ほども御質問の中で触れていただきましたように、参議院議員の選挙区については、鳥取・島根、それから徳島・高知は非常に大きな問題でありますし、全国知事会としてもこの合区の解消について強く国に求めているところであります。

参議院は、創設当初から一貫して都道府県単位の代表が選出される形になっていたわけですが、人口減少に伴い合区されたことによりどうしても関心が低くなり、投票率が下がるとか、地域の代表としての性格が薄くなってしまう。そういう課題があるわけであります。

一方で、衆議院は、人口比例はある意味避けられない部分があるかもしれませんが、前回の総選挙で、東京の小選挙区から選ばれる議員の数は30、30小選挙区あるわけですが、長野県は御承知のとおり5であります。北陸信越は、新潟、長野、富山、石川、福井を合わせても18、九州全体では30ということであります。人口比例だから当然こうなのでありますが、長野県の面積は東京都の約6倍あるのに衆議院の小選挙区は6分の1ということで、こうした状況で本当にいいのかという問題意識は私も持っております。

大都市部への人口集中、特に、東京への人口集中が進んでしまうと、そのうちどこかの時点で、国会は東京や大都市部出身の議員さんが大宗を占めて、農山村の暮らしや農山村の課題があまり議論されなくなる。分からなくなってしまうのではないかという懸念を私も共有させていただいております。

知事会としては、まず参議院の合区の話の何とか解消するようにと求めているわけでありまして、これはやはり十分な国民的議論の下で、単純に人口比例で選ばれることだけが望ましいのかということをしっかり議論していくことが必要だと思います。

アメリカの上院は、御承知のとおり、どれだけ人口が少ない州でも2人ずつという形になっているわけであります。日本の場合も、衆議院、参議院の両院制を取っているわけでありますので、どちらも同じように人口比例でいくのか、国においてしっかり議論してもらいたいと思います。喫緊の課題である参議院の合区を放っておくと、ほかの県でも合区されてしまうところが増えてしまいます。我々も問題意識を持っていますので、そうした問題提起をこれからも行っていきたいというふうに思います。

それから、全国知事会の国民運動本部長にどういう思いで就任したのか、また何をしようとしているのかという御質問であります。

まず、国民運動本部の成り立ちとしては、行政だけで解決できることは少なくなってきていると私はいつも申し上げますが、知事会だけで解決できることもだんだん少なくなってきているというふうに思っています。経済界をはじめ、いろいろな団体の皆様方とも積極的に意

見交換をしながら、共に問題意識を共有して課題解決に当たっていくことが大変重要だというふうに考えています。つい先日も、全国医師会の皆様方と意見交換をさせていただいているところでもあります。

引き続きこの取組は行っていきたいと思いますが、特に私として取り組んでいかなければならないのは、私が本部長に就任する際に全国知事会の場でお話をさせていただいた、地方自治の意義についての理解拡大であります。

最近、地方分権の議論も盛り上がっていませんし、地方自治の重要性も、国が法令を改正すれば簡単に踏みにじられかねないという状況の中で、やはりもう一回自治分権ということをしかり考えて、多くの国民の皆さんに共有していただくということは重要だと思っています。

今年の6月には、国民運動本部として、当時の河野太郎大臣にも御参加いただき、地方自治の意義理解拡大に向けてのセッションをメディアの皆さんにも御参加いただいて行ったところでもあります。

地方自治の意義理解拡大に向けて、意義をしかり共有してもらうことについて引き続き取り組んでいきたいと思います。あわせて、当面の課題である人口減少についても、国民的な議論になるように、関係方面と一緒に取り組んでいきたいというふうに思っています。

さきの自民党の総裁選、それから衆議院選に当たりまして、私は、各総裁候補者の皆様方、また、衆院選に当たっては、主要政党の政調会長を訪問させていただいて、まず知事会としての一丁目一番地はこの人口減少問題だと、東京一極集中も含めてしかり国として問題意識を持って取り組んでもらいたいということをお願いしています。

こうした活動をこれからもしっかり継続することによって、全国知事会としていろいろな団体と連携しての動き、とりわけ今の局面では、この人口減少問題と地方自治の意義を広げていくと、こうした活動を中心に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、最後に、スポーツと観光振興に関連して、全国規模のスポーツ大会の誘致について積極的に行っていくべきと考えるかどうかという御質問であります。

御指摘のとおり、非常に重要だと思います。今回、観光スポーツ部になりましたので、これまで以上にスポーツ大会の誘致と観光政策を結びつけることが重要であり、我々としても取り組まなければいけない課題だというふうに思っています。

平成28年に関係団体の皆さんと長野県スポーツコミッションを設立してスポーツ大会や合宿の誘致に取り組んできたところでもあります。御質問にもありましたが、4年後にやまなみ国スポ・全障スポがありますので、まず大会の成功に向けた取組をしかり行っていきたいと思います。それと併せて、この国スポ・全障スポを単なる一過性の大会として終わらせてはいけないと思っていますので、全国規模の大会や世界規模の大会の誘致にも取り組んでいきたいと思

います。

先日も、スピードスケートのワールドカップが開催されましたので、私もプレゼンターの一人として参加させていただきました。ヨーロッパ各国をはじめ世界から多くの選手に訪れていただきました。

その後、ちょうどEUの各国大使と全国知事会との懇談の場がありまして、EUの十数名の大使の皆さんとお話する中で、長野県は冬季オリンピックをやった県だとのことで、ヨーロッパの皆様方の認知度はかなり高いと思っています。

こうした国際的な大会を開催することで、長野県のプレゼンスや知名度を上げていくということにもつながると思いますので、そうした視点を持ちながらこのスポーツ大会の誘致に取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはスポーツと観光振興について2点の御質問でございます。

まず、全国規模のスポーツ大会の補助についてでございます。

大規模な大会の開催に向けましては、例えば白馬ジャンプ競技場で開催されましたワールドカップなど世界レベルの大会に対して随時支援をしているほか、MICE誘致促進事業におきまして海外から選手が参加する大会への補助を実施しており、カーリング大会への支援実績がございます。また、国内の大会におきましては、インターハイや全国中学校体育大会が長野県で開催される際に経費の一部を負担しているところでございます。

全国大会の開催を支援する際には、参加人数を基準にすることも一つの方法でございますほか、競技人口が少ない競技への配慮をはじめ、どのレベルの大会を対象にするかなど、様々なスポーツの振興を図る観点から、競技に偏りのない公平な支援制度が求められると考えております。

こうした点も念頭に置きまして、同様の支援を有する他県等の制度やその利用状況を確認するとともに、大会を運営する競技団体の声もお伺いするなど、支援の在り方を含めて検討してまいります。

次に、国スポにおきます女子の総合、いわゆる皇后杯の順位低下の分析とその対策についてでございます。

佐賀国スポにおける男女総合、いわゆる天皇杯の結果は、昨年鹿児島国体に比べまして得点を伸ばしたところでございますし、順位も21から17位と上げておる一方で、皇后杯は順位を下げ、得点も減少しているという状況にございます。

今年の皇后杯の得点内訳を見ますと、昨年得点が減少しました少年女子は得点を伸ばしておりますけれども、ここ数年横ばい傾向であります成年女子は、有力選手の世代交代などによりまして思うように得点が伸ばせないために、順位を上げられないという状況でございます。

これまでも、成年女子の強化対策につきましては、スポーツドクターの資格を持つ産婦人科医を講師に招いた研修会の開催や女性特有の課題に対応した医科学サポートに取り組んでまいりましたけれども、本県開催の国スポを見据え、女性アスリートのさらなる強化が必要と考えております。

現在、佐賀国スポの結果を踏まえまして、各競技団体の強化責任者とミーティングを実施しております。本県選手の個々の強化状況も含め、詳細な分析を行っており、分析結果に基づきまして、女性アスリートに着目した強化対策を検討し、競技力の向上が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）部活動に関しまして2点御質問をいただきました。

まず、部活動地域移行による教員の意欲の低下についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、中学校の教員の中には、私自身もそうだったのですが、部活動を通して子供たちの健全な成長を支えたいと願い、教員を志した者も多いと認識しております。

地域クラブ活動への移行後も指導を希望する教員については、勤務する学校長の許可を得た上で、市町村教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより指導に当たることが可能であり、学校長や市町村教育委員会に対して様々な機会を通じて周知してまいります。これまで熱心に運動部活動に取り組んできた教員が、地域クラブ活動においてもその意欲や専門性を十分発揮できるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、部活動における勝利や高みを旨とする意義についてでございます。

勝利や高みを求める欲求はスポーツに内在する価値であり、こうした欲求が源となって活動し、向上心や創意工夫、仲間とのコミュニケーションの創出等人間的な成長につながるものと認識しております。

また、スポーツには、その活動自体を楽しむことや仲間と共に喜びを体得する等の価値も内在しており、指導者は子供の体力やニーズに応じていつでもどこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの資質の育成も見据えた指導を行うことも肝要であろうと考えております。

総じて、私の願う中学生期のスポーツは、勝利という目標を目指しながら、子供と指導者が共に夢を見、共に笑い、共に涙するプロセスに価値があると考えております。問題は、その勝ち方、負け方であり、負けて得ることがあれば勝って失うこともあるということをお子たちに

は感じ取ってほしいと思います。

また、指導者は、子供たちが頑張った自分、成長した自分を自覚できるよう支援することが大切であると考えております。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

2028年信州やまなみ国スポに向け、私も複数の競技で強化に関わっていますが、今後も計画的な選手強化や競技力向上が加速化していくことを期待し、次の質問に移ります。

次に、持続可能な農業について質問します。

本年6月3日の午後、佐久市から御代田町、軽井沢町にかけて降ひょう害が発生しました。被害に遭われた農家は152戸で、被害額は、野菜、果樹を合わせて6,000万円超という規模の災害でありました。

小山県議と共に被害に遭われた桃、リンゴ、プルーンを栽培する佐久市の果樹農家の方よりお話を伺ったところ、これまでは長くても2分から3分で収まっていた降ひょうが10分ほども続き、粒も小豆大、5ミリから10ミリ程度ということだったそうですけれども、これまで経験したことのない大きさだったそうです。

降ひょう被害を防ぐために、防ひょうシート設置による対策がありますが、ひょう害は突発的に発生することが多く、危険を察知してから防ひょうシートを張っても間に合わないこと、また、長時間使用すると遮光により生育への影響が懸念されること。また、設置に係るコストなどの理由により導入に踏み切れない果樹農家もあります。今回お話を伺った農家は、収入が半減するほどの被害を受け、収入保険により被害額の何割かはカバーできたそうですが、十分と言える額ではなく、生活費の補填に回すのがやっとで、営農に係る部分までは回らなかったとのことでした。

県の農作物等災害緊急対策事業における降ひょう被害の発動基準は、年間農業収入に対する損失額が50%以上の農家が5戸以上の際、市町村に対して被害額の10分の5以内を補助するとされていますが、今回のひょう害は、道一本隔てた農家は被害がほとんどなかったなど、被害が極めて局地的だったこともあり、事業の対象とはなりませんでした。

このように、地球温暖化の影響等により、予測困難でこれまでにない規模での自然災害リスクが増す中、県においては、農業におけるリスクをどのように捉え、農作物等災害緊急対策事業における発動基準の見直しも含めて対策を講じていくか。農政部長に伺います。

災害の恐ろしさは、過ぎればそれで終わりではなく、傷ついた果樹は適正着果のためすぐに間引くことができず、病害に細心の注意を払いながら育てていかななくてはならないことなど、

被害に遭われた方より、苦しい胸のうちをお話しいただきました。

降ひょう被害のほか、突風災害においても同様に、突風の通り道になりやすい土地、高温被害に遭いやすい土地を有する農家は、農地の交換、新たな農地の確保も難しいことから、常に天候リスクにさらされています。もちろん、収入保険や農業共済などへの加入など自衛努力も必要ですが、農業、農家が果たしている役割の大きさを鑑みると、自己責任で片づけられるものではありません。

そこで、経営基盤が確立していない農家が、自然災害等により失意のうちに離農することがないように、丁寧な伴走支援が必要と考えますが、農政部長の所見を伺います。

長野県エシカル消費に挙げられている四つの消費行動のうちの一つが「地域に配慮した消費」であり、ホームページを進んでいくと、「自然災害にあった地域などで作られた商品を購入することで、その地域を応援することができます」と説明されています。確かにそのとおりなのですが、できますという表現は、事実であるものの、呼びかけや行動変容を促すものではありません。さきに挙げた災害発生の際においてこそピンポイントで発信し、例えば傷みの発生した野菜や果物の購買を呼びかけることこそ必要ではないでしょうか。

賢い消費の源となっているのは、消費者のことを思う生産者の存在です。エシカル消費の発信で満足するのではなく、実際に消費者に行動変容を働きかけ、時に失意の農家に寄り添う働きかけをどのように行ってきたか。また、これからどのように展開していこうとされているか。農政部長の所見を伺います。

次に、チャイルドシートについて質問します。

本年8月、福岡市で、母親の運転する軽乗用車に乗っていたチャイルドシート未着用の7歳と5歳の姉妹が亡くなるという大変痛ましい事故がありました。

道路交通法においては、6歳未満の子供はチャイルドシートを使用しなければならないと定められていることから、この事故で亡くなった7歳のお子さんは、チャイルドシートの使用義務がなかったにもかかわらず、シートベルトの締めつけが主たる要因として亡くなってしまいました。

このような事故の増加を背景に、日本自動車連盟、J A Fは、チャイルドシートの使用を推奨する基準を、これまでの身長140センチ未満から150センチ未満まで引き上げました。6歳未満という年齢にとらわれない使用を促すことで、県内においてもこのような事故の発生を防ぎ、大切な命が失われることがないように、順次質問いたします。

チャイルドシートの使用規定、県内での6歳未満の幼児が乗車していた交通事故のチャイルドシートの使用状況及び取締りの状況について警察本部長に伺います。

6歳未満の幼児を乗車させる際にはチャイルドシートの使用が義務づけられていますが、県

内におけるチャイルドシートの使用率について県民文化部長に伺います。

これまで、県民に対し、チャイルドシートの使用をどのように呼びかけてきたか。また、使用率を向上させ、幼児をはじめとした命を守るために、今後どのように取り組んでいくか。県民文化部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

初めに、農業における災害リスクと今後の対策についてのお尋ねです。

日々自然と向き合う中で営まれている農業にとって、気候変動によるとされている災害の激甚化、頻発化、局地化は、時として極めて大きなダメージを及ぼす深刻な脅威であり、その備えは重要な課題だと認識してございます。

被害産地を支援する農作物等災害緊急対策事業については、これまでも、局地的な被害にも対応できるよう、実情に応じて要件を見直してきたところでございます。近年、大規模法人等への農地集積など営農環境が変化していることや、災害の局地化などを踏まえ、市町村の意見もお聞きしながら発動基準の見直しを含めて検討してまいります。

また、何よりも未然の対策が重要でありますので、被害を防止する設備の導入支援やセーフティーネットへの加入促進、生産安定技術の普及など総合的に対策を講じてまいります。

次に、経営基盤が確立されていない農家への支援についてのお尋ねです。

新規就農者をはじめ経営基盤が確立されていない農家については、農業農村支援センターにおいて重点支援の対象に位置づけて定期的に巡回し、直接課題や悩みをお聞きするとともに、技術指導や経営面での助言、活用できる制度の紹介など総合的な支援を行っているところでございます。

また、自然災害や資材価格の高騰など営農に影響するおそれが生じた際には、被災した農作物の復旧のための栽培技術指導や資金対応、価格補填対策事業の紹介など、支援センターに開設する相談窓口と連携して、個々の事情に応じて最適な支援を行ってきたところでございます。

人口減少下において、新たな担い手の確保育成は重要な課題であることから、今後も個々の農家に寄り添い、早期に経営基盤が確立できるよう支援を行ってまいります。

最後に、気象災害などの被害に遭った生産者への販売支援についてのお尋ねです。

これまでも、被害に遭った生産者の収入を確保するため、地元の小売店や農産物直売所、県・市町村の庁舎、銀座NAGANO等での販売などに取り組んできております。また、県ホームページやメディアを介した発信を通じ、消費者への理解促進に取り組んできたところでございます。

本年6月の佐久地域における降ひょう被害を受けたブルーベリーや桃については、近隣の農産物

直売所でも販売したところ、即日完売となるなど、多くの消費者の皆様に応援をいただいたところでございます。

今後とも、販売可能な場合においては、その規模に応じて、地域における販売や流通、スーパー等との連携したキャンペーンなど、関係機関と連携して被災農家の収入確保を支援するとともに、こうした取組をしあわせバイ信州運動として積極的に発信し、地域の生産者を支える消費行動の意識の醸成に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）警察にはチャイルドシートの使用について3点御質問をいただきました。

まず、1点目のチャイルドシートの使用に関する規定についてお答えいたします。

道路交通法では、6歳未満の者を幼児と規定し、普通自動車等の運転者の遵守事項において、「自動車の運転者は、幼児用補助装置を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない」と規定しております。

続いて、2点目でございます。県内での6歳未満の幼児が乗車していた交通事故のチャイルドシートの使用状況についてお答えいたします。

令和元年から本年10月末までの間で、自動車に同乗していた6歳未満の幼児の死者は1人、負傷者は262人おまして、このうち221人、全体の84.0%がチャイルドシートを使用していました。なお、チャイルドシートを使用していなかった幼児は42人、このうち23人はチャイルドシートもシートベルトも着用していませんでした。

次に、3点目でございます。チャイルドシート使用義務違反の取締り状況についてお答えいたします。

本年1月から10月末までのチャイルドシート使用義務違反の取締り件数は329件でした。幼児を交通事故から守るためには、適切にチャイルドシートを使用していただくことが重要でありますので、警察といたしましては、引き続き交通指導取締りをはじめとして、チャイルドシートの使用促進に向けた取組を推進してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私にはチャイルドシートの使用につきまして2点お尋ねを頂戴いたしました。

まず、チャイルドシートの使用率でございます。

県内の20か所におきまして実施したチャイルドシートの使用率調査結果でございますが、令和6年4月時点でのチャイルドシート使用率は83.8%でございます。令和5年9月に実施い

たしました前回調査と比較して4.8%上昇いたしております。

続きまして、チャイルドシートの使用率向上の取組についてお答え申し上げます。

県では、これまで、チャイルドシートの使用を促進するために3点の取組を行ってまいりました。

1点目は、長野県交通安全運動推進計画にチャイルドシートの正しい使用の徹底を重点事項の一つに掲げまして、季別の交通安全運動等の機会に街頭啓発活動を実施しております。

2点目でございますが、乳幼児健診を実施しております市町村に対しまして、チャイルドシートの使用促進のチラシを配布し、正しい取付け方法や、年齢に応じた乳幼児用、幼児用、学童用のシートがあること、お子様の身体に合わせたシートを使用して子供の命を守ることを呼びかけております。

3点目は、乳幼児の親の車にチャイルドシートは取り付けていらっしゃるが、祖父母の車に乗せ替えないケースが見られることから、高齢者に対しましても、出前講座においてチャイルドシートの使用を呼びかけております。

これらの取組によりまして、チャイルドシート使用率が着実に上昇してまいりましたが、来年度からは、これまでの活動に加えまして、幼児がいる家庭を対象に配付しております交通安全親子絵本にチャイルドシートに関する内容を盛り込み、親子でチャイルドシートの大切さを理解できる取組を行うなど、チャイルドシートの重要性を訴えながら使用率のさらなる向上を目指してまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

エシカル消費に係る部分ですが、いまだ規格外の野菜や果物は扱えない、並べられないとする流通業者や小売業者が多いのが現状です。その要因は、消費者に選んでもらえないからとされています。

地産地消、地消地産を推進し、農業、そして農業を支える農家を守り、生産意欲を高めていくためには、産地で生産者と共に暮らす我々から、さきに挙げた消費マインドから変える流れをつくっていかなくてはなりません。そのためにも、生産者、流通、小売、消費者も含めて共有できるビジョンが必要と考えます。ビジョンの策定に向けての研究を要望しまして、私の一切の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後 2 時53分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。

長野県の海外戦略と国際交流の推進について質問いたします。

本県は、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、台湾など主要な国々との経済交流が進展しており、さらなる拡大が期待されています。これらの国々との連携強化は、地域産業の国際競争力を高め、観光誘客や県産品の輸出促進を通じて県全体の経済活性化に寄与するものであり、極めて重要な取組であると考えられます。

また、例えば、松本城のことをブラックキャッスルと言って、黒いお城の様相がシックでカッコいいと感じる欧米人が多いのだそうで、日本人が意識しない、気づかない魅力を海外の方は感じ、関心を持ってくれるケースが多々あります。

一方で、現状では、各担当部局が個別に対応しているケースが多く見受けられます。この点については一定の評価がなされるものの、より一体的かつ効果的な戦略推進の必要性を強く感じております。部局間の連携を強化し、共通の目標に向かって一貫性のある取組を進めることで、さらなる成果を生み出すことができると確信しております。

さて、10月に知事が行ったアメリカでのトップセールスは、長野県として海外市場への進出や連携強化を図る重要な機会であったと高く評価しております。この訪問を通じてどのような具体的な成果が得られたのか。また、渡航前に抱いていた期待感に対し、現地での発見や手応えはどのようなものであったのか。知事にお伺いします。

一方で、現地企業・団体との連携、あるいは期待される協力関係などが挙げられるのかと思いますが、今回のトップセールスを通じて明らかになった課題についてもお聞かせいただきたいと思います。

さらに、これらの成果と課題を踏まえ、今後どのように進めていくのか。今回の訪問がどのように生かされていくのか。将来展望についてお伺いします。

次に、教育分野における国際交流についてお伺いします。

子供たちが異なる価値観や文化に触れることは、国際社会で活躍できる人材を育成する上で欠かせない経験となります。

また、子供たちが今後海外に興味を持ち、広い視点から学びを深めていくきっかけにもなり、このような国際交流の機会を充実させることは、本県の教育の質を向上させるだけでなく、将

来的に県全体の国際感覚を高める効果も期待されます。

台湾の事例を御紹介しますと、いわゆるフリースクールが法制化され、学校として認められているのだそうです。リサーチペーパー等卒業要件に必要な資料を提出すると卒業認定を受けられ、大学への進学も可能となります。この事例からは、個別最適な学びの具体像をイメージできそうです。こうした海外の教育制度との違いを知ることも将来の教育の在り方を考えていく上で必要な手段だと思います。

一方で、近年は、海外情勢が不安定な場面も多く、政治的、社会的、経済的な影響を受けやすい状況にあります。一例を挙げますと、数年前までオーストラリアに修学旅行に行っていたある学校では、円安の影響で旅行費用が2倍近く値上がりし、現在休止せざるを得ない状況となっています。

こうした背景を考慮すると、海外情勢に左右されず、安定的かつ継続的に交流を推進するための取組が求められます。例えば、複数の国々との交流機会の確保、オンライン交流を活用した新たなプログラムの導入、地域の国際的な団体との連携強化などといった取組が考えられますが、現在県内の学校でどのような海外交流が行われているのか、具体的な取組について教育長にお伺いします。また、これらの交流が子供たちにどのような学びや成長をもたらすのか、教育的な意義についても併せてお聞きします。

知事は、本県の海外戦略に関して、抜本的に強化し、人的ネットワークの構築、活用に力を入れていくと提案説明で述べられました。

一方で、本県が海外戦略を進めていくには、幾つかの課題も存在すると考えられます。まずは、専門人材の確保育成です。幅広いネットワークや知識を持った外部人材の持つ専門的なノウハウを県職員が学び、専門人材として成長する機会を設けることは、非常に有効な手段であると考えられます。

また、庁内体制の構築においては、部局間での情報共有を進め、各部局が互いの取組を理解することも重要な点であると思います。このほか、商工会議所等各種関係機関との連携やリスク管理なども必要となってきます。

しかしながら、海外戦略の強化によって期待される成果は多岐にわたります。例えば、松本市や白馬村、軽井沢町などインバウンド促進に力を入れている市町村との連携も強化され、周辺地域もそれに伴い好影響を受けることが期待できます。つまり、地域全体の観光振興につながることを期待されます。

また、海外との交流を通じて、経済的なメリットだけでなく、最新の情報や感覚を取り入れることで県全体を国際的意識の涵養につないでいく効果も考えられます。こうしたものは、最終的に地域全体の発展や県民の暮らしの質の向上に寄与していくと考えられます。

これらの点も踏まえ、海外戦略における課題をどのように捉えていらっしゃるのか。また、人口減少下において、海外戦略の強化によってどのような成果を期待されるのか。知事のお考えをお聞きいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には２点御質問をいただきました。

まず、アメリカ訪問での手応えや発見、課題や今後の展望という御質問であります。

今回、ニューヨーク、ポートランド、ロサンゼルス３都市を回らせていただきましたが、食品産業の関係の皆様方、それから旅行関係の皆様方と御一緒させていただいて、長野県の発酵・長寿食品を中心としたアピール、そして、長野県の観光誘客を中心に行ってきました。「発酵・長寿」というキーワードは、ヨーロッパを訪問したときにも感じましたけれども、世界的に通用する重要なキーワードになり得るのではないかとということを実感したところであります。

また、各地でレセプションを開催させていただきましたけれども、多くの皆様方に長野県の食品類や観光地に関心を持っていただくことができました。これは、総領事館をはじめ、関係の皆様方、そして、今回企画、実行をしてもらった県職員の頑張りのおかげだというふうに思っておりまして、私としては期待した以上の手応えを感じたところでございます。

そうした中で、具体的には、例えば営業局関係の商談件数は全部で253件ということで、多くの関係の皆様方からいろいろな引き合いをいただいたところであります。例えば、年明けには東海岸４社12店舗で長野フェアを開催することが決まりました。ニューヨーク、コネチカットを中心に開催されるという状況であります。また、観光関係では約500件の商談を行わせていただいて、複数の有力な旅行会社により長野ツアーを行うことが決定したところであります。

こうした関係性はしっかりと継続させていかなければいけないというふうに思っております。１回行ってまたしばらく何も関係性がないということではいけないというふうに思います。正直私が毎年行くわけにはいきませんが、来年度に向けて、物産の関係では見本市への出展やバイヤーの招聘、あるいはB to Bのレセプションの実施、こうしたことを行っていきたいというふうに思っております。

また、観光誘客の観点でも、引き続き、ロサンゼルスでの商談会や旅行会社を招待しての県内視察旅行を通じて、今回構築させていただいた関係性を引き続き維持発展することができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

今回、一定の手応えを感じたわけですが、課題として感じておりますのは、やはりまだまだ長野県や長野の物産、観光の認知度をさらに高めていくことが必要だというふうに考えています。また一方で、単なる一過性の取組ではなく、地に足がついた継続的な関係性の構築

が必要だというふうに思っています。そういう観点で、先ほど申し上げたような取組を継続的に行うと同時に、引き続き世界に向けての発信、PRに力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、海外戦略における課題は何か。海外戦略の強化によりどのような成果を期待するのかという御質問でございます。

御質問にもありましたように、海外展開していく上では、やはり一つは、人材をしっかり育成確保していくということが重要だと思いますし、その一方で、継続的な関係性をつくっていくということも重要だと思っております。

今回も、海外、アメリカの3都市の領事館の皆様方に大変御支援いただくと同時に、県人会の皆様をはじめ多くの関係者の皆様方の御支援をいただいたわけであります。そういう意味では、ぜひこれからも様々な大使館、領事館、様々な団体、県人会等のネットワークをしっかりと構築して発展させていくことが大きなテーマだというふうに思いますし、県の職員も、CLAIRやJNTO、こうしたところに派遣させていただくことを通じて、特定の国々や海外との交流であったり、こうした分野に精通した人材をこれからも育成していきたいというふうに考えております。

こうしたことを通じて期待している成果でありますけれども、産業面では、国内市場が縮小する中で、世界の市場で県内の企業が売上げをもっともっと伸ばしていくということ、さらには、インバウンドで多くの皆様方に長野県に観光でお越しいただく、さらには、様々な優秀な人材が長野県の産業の担い手として活躍していただく、こうした姿を描くと同時に、気候変動をはじめとする世界の国々と協力して取り組む課題がありますので、そうした課題にも関係する国や地域の皆さんと一緒にやって取り組むことによって具体的な成果を上げられるようにしていきたいというふうに考えております。

県庁内の体制強化も含めてしっかり対応することによって、これからも海外戦略の充実強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 学校間の海外交流についてのお尋ねでございます。

現在、海外の学校と姉妹提携をしている県立高等学校は7校ございます。また、訪日教育旅行の令和5年度の受入れは、45団体、1,287名でございます。さらに、16の市町村においては、希望する児童生徒を海外に派遣する短期留学プログラムを実施している状況でございます。

県教育委員会といたしましても、平成30年に台湾高雄市と教育交流協力に関する覚書を締結いたし、本年度はオンラインによる相互交流の実施を新たに盛り込み、覚書の更新を行ったと

ころでございます。

また、信州つばさプロジェクトにより、県で企画する留学プログラムの実施や個人留学への支援を行っており、昨年度は90名の高校生が短期または長期の海外留学を行いました。今後は、留学支援を行う様々な団体とも連携しながら、姉妹校提携を希望する学校同士をつなぐ取組を行うなど、学校間の継続的な海外交流の支援に取り組んでまいります。

また、海外交流の教育的意義についてでございますが、海外交流において広い視野を持ち、異文化を理解し尊重する態度や、異なる文化や価値観を持つ人々と協働し、共に生きていく資質・能力を育んだり、国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できるコミュニケーション能力の育成などが教育的な意義であるというふうに考えております。

また、感性豊かな中高生の年代に海外交流することは、人格形成上も意義深いものと考えておりますので、今後も海外交流を一層推進できるよう努めてまいります。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）海外での取組が具体的な成果を上げるためには、まずは大きな夢を描くことかと思います。今後の展開に期待したいと思います。

また、教育分野における国際交流の充実は、次世代の育成にとって重要な投資でありまして、これを持続可能な形で実現するための工夫が求められていくと思いますので、引き続き関係機関との連携強化をよろしくお願いいたします。

世界水準の山岳高原観光地実現に向けた宿泊税（仮称）の活用について質問いたします。以下、宿泊税と申します。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、山岳高原はその中心的な観光資源として国内外の多くの観光客を魅了しています。しかし、温暖化の影響で降雪期間や積雪量が減り、スノーシーズンだけで収益を得るにはもはや限界に達していることも事実です。したがって、さらなる競争力を高めるためには、グリーンシーズンにも着目し、山の上で長時間滞在できるようなコンテンツの提供など、年間を通した山岳高原観光への転換が必須となっています。

加えて、国内における少子高齢化の現状を踏まえると、インバウンドの力は地域経済の下支えに欠かせない存在となっています。

山岳高原観光においては、質の向上と持続可能な発展を目指した大胆な施策が必要となりますが、本県が導入を目指す宿泊税は、新たな財源として山岳高原地域の観光振興に大きな役割を果たすことが期待されます。同時に、訪れる観光客だけでなく、地域住民の満足度や生活環境を向上させることも重要な要素になってきますが、観光地としての魅力発信を強化することでリピーターの増加や新たな観光客層の改革を図ることが求められます。宿泊税を活用して知事が実現していきたい世界水準の山岳高原観光地とはどのようなものか、お伺いします。

現在想定される宿泊税の使途について、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入れ環境の整備、観光振興体制の充実という３本柱が掲げられています。こうした施策を効果的に進めるためには、ビジョンを策定し、それを市町村や観光事業者と早期に共有することが必要です。

例えば、福岡市では、アジアのリーダー都市を目指すという分かりやすいキャッチコピーを用いて様々な取組を進めていますが、本県においても、世界水準の山岳高原観光地づくりを効果的に推進するためには、こうした先行例も参考に、県がインパクトのあるビジョン、分かりやすい目標を掲げ、方向性を共に理解し合いながら市町村、観光事業者と共に取り組んでいく必要があると考えます。観光スポーツ部長の所見をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には宿泊税に関連して、世界水準の山岳高原観光地づくりというのはどのようなものかという御質問であります。

私としては、本県観光のキーワードとして、世界水準の山岳高原観光地づくりをずっと申し上げてきているところでありますが、世界水準、山岳高原、観光地づくりと大きく三つに分かれるというふうに思っています。

一つは、インバウンドのお客様が大幅増えてきましたけれども、これからますます増やしていく上で、やはり世界を意識して取り組むということが大変重要だというふうに考えています。そういう意味では、世界水準ということを常に意識して、受入れ環境の整備、世界の中での認知度向上に努めていくことが大事だと思っています。

そして、山岳高原、これは、日本にも多くの観光地がありますがけれども、長野県全体を見たときに、やはり山岳高原というのが長野県観光の個性を最大限生かし得るシンボルではないかというふうに考えております。

そして、観光地づくりというのは、一過性のPR、イベントから観光行政を脱却させて、リピーターの獲得、あるいは長期滞在者を受け入れることができるような地域をつくっていく。受け入れる環境、交通の利便性の向上等も含めて進めていくのが観光地づくりということで、それらを合わせて世界水準の山岳高原観光地づくりというふうに申し上げてきているところでございます。

我々としては、モデルとする、ベンチマークとするような都市をしっかりとって取り組んでいくということがこれからは重要ではないかというふうに思います。世界の観光地の中で目指すべき対象や目標をしっかりと設定して、そうしたいいところを学びながら取り組んでいくことも必要ではないかというふうに思います。

先ほども答弁したように、先日もEUの各国大使とお話ししましたが、長野県はかなりヨー

ロッパとは親和性が高いのではないか。オーストリアやスイス、こうした山岳観光地の取組をしっかりと参考にしながら観光地づくりを進めていきたいというふうに考えております。こうした世界の中から選んでいただけるような地域をつくるためにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊税（仮称）の活用に関しまして、県がビジョンなどを掲げ、関係者と共に取り組むことについての御質問でございました。

この税を活用しまして、世界水準の山岳高原観光地づくりを進めるためには、納税者に税の導入効果を実感いただけるよう、施策、地域を極力重点化するとともに、地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となった観光振興の取組により県全体として変化することが重要であると認識しております。このために、県として、施策の方向性を市町村や観光事業者と共有したビジョンの策定が必要であり、効果的だと考えております。

現在お示ししております県の骨子におきましては、税の活用に当たり、新たに事業者や市町村と共に観光ビジョン（仮称）を策定することとしております。このビジョンでは、使途の方向性や県と市町村が連携して重点的に実施する取組に加えまして、税活用の効果を検証できる定量的な成果指標の設定も検討するなど、県と事業者、市町村が一丸となって施策を進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）世界水準というものの、そのキーワード、そして、山岳高原観光地として世界の中で認知度を高め、長野の自然を皆さんに楽しんでもらいたい。そういう目標が実現されていくということを認識させていただきました。知事、そして部長の御見解をお聞きしましたので、続きは委員会でやりたいと思います。

以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団の奥村健仁でございます。それでは質問させていただきます。

厚生労働省によると、全国の歯科診療所の数は約6万8,000件であります。これは、コンビニの店舗数の約5万5,800件を大きく上回っております。しかし、歯科医師の地域偏在や不足している地域があることは御存じでしょうか。地方では総人口が減少していることから、患

者数が少なく、都市部に比べて経営が難しいと感じる歯科医師も多いため、地方での開業を敬遠する傾向にあります。都市部では歯科医療機関の競争が激しい一方で、地方では歯科医のいない無歯科医地区も生じています。

長野県においては、歯科医のいない村が11村あり、無歯科医地区人口は1万223人と、全国で5本の指に入る多さの人口がカバーできておりません。長野県における人口10万人当たりの歯科医師数を比べると、全国82.5人に対し本県では77.3人であり、65歳以上の歯科医師の割合では、全国で20.7%、本県では28.6%と、歯科医師の高齢化も見られます。

また、長野県の中でも地域偏在が見られ、2次医療圏別の人口10万人当たりの歯科医師数は、松本地域110.9人に対し、木曽、北信、大北地域は60人弱と、大きな差が生じております。

私の地元の大町・大北地域では、診療所歯科医師の平均年齢が64.3歳であり、10年たてば75歳となります。また、後継者について尋ねた全国調査では、9割の診療所が予定なしが不明と答えております。引退の年齢を75歳と考えれば、大町・大北地域の約半数の歯科診療所が10年以内に閉鎖されてしまうことになります。人口減少を考えても、これは急激な減少と言え、過疎地域の歯科医師確保が必要になってくることが考えられます。

かつては毎年3,000名以上の歯科医師が誕生していたものの、国家試験の難易度が上がり、合格率が低迷しているようで、その数は現状では2,000名程度であります。医師が毎年8,000～9,000名誕生していることを考えると、今後が心配であります。

通院困難な高齢者や在宅療養者などへの円滑な歯科医療提供の需要が今後ますます増加するとしたら、歯科医は過不足なく対応できるのでしょうか。都市部は問題ないでしょうが、過疎化が進み、歯科医療機関が少ない地域における歯科医師確保の問題は避けて通れない課題だと考えます。そして、歯科医師の養成には長い時間がかかることから、本県として早急に議論を行い、今から抜本的な歯科医師確保対策を行っていく必要があると考えます。

そこで、笹渕健康福祉部長に大きく4点お尋ねいたします。

現在、歯科医療体制に県民が不自由、不便さを感じていることがないのか、現状をお尋ねします。

今後の県全体の歯科医師数の動向をどのように予測されているのか、お尋ねいたします。

次に、過疎地においては、歯科医師の高齢化と後継者不在のために歯科医療提供がますます困難となってくることが予想されます。本県において、医師確保策のように、今後歯科医師確保対策について対策を講じるお考えがあるのか、お尋ね申し上げます。

次に、歯科衛生士についてもお尋ねいたします。就業状況は全国平均を大きく上回り、確保されているように見えますが、ここでも地域の偏在があり、地元でも、募集をしてもなかなか来てくれないとの声をお聞きします。

また、口腔の健康が全身の健康に影響を与えることが明らかになっており、衛生士を常時配置している市町村が16あります。市町村に配置されている歯科衛生士の役割をお聞かせください。そして、今後も市町村に配置される衛生士は必要と考えますが、その確保策と支援策についてお尋ねいたします。

次に、長野県のまちづくり体制について伺います。国は、無秩序な都市開発の抑制やコンパクトシティーの推進を進めてきましたが、地方では、人口減少、町の空洞化が急速に進んでおります。現在、人口減少問題など、今までになかった多くの問題が出現してきており、それを解決する施策がいろいろなところで議論されております。

長野県においても、人口減少問題については様々な分野で話し合わせ、いろいろな施策が実施されています。その解決策の一つとして、まちづくりも大きな要素であると思っております。

昔から、日々の生活を営む上で必要なものとして、衣食住という言葉がございます。皆さんも御存じのとおり、「衣」は衣服、「食」は食物、「住」は住居です。特に、食と住は町を形成する中でとても重要な要素であります。そして、町は多岐にわたる要素から構成されており、自然環境、文化・歴史、食文化、人々の雰囲気、利便性、ライフスタイルの多様性など様々な要素から成り立っております。人によって異なりますが、その町だからこそ味わえる体験があるかどうか、これが大切であります。

平成11年の地方分権一括法により、都市計画決定の主体は市町村が中心の主体で行うものとされ、まちづくりに関して市町村の担う役割が大きなものになっております。しかしながら、市町村職員で都市計画に精通した職員は少なく、市町村の都市計画を進めるに当たり、限界があると考えます。県が市町村のまちづくりの相談や課題解決のために何らかの手だてを行うことは必要不可欠だと感じております。

県では、令和元年にUDC信州を設立し、まちづくり支援を行ってきており、支援や人材育成という面で市町村のまちづくりに伴走して活動をしていると理解しております。一方で、他の部局において、にぎわいを創出するまちづくりに関して各種支援を行っておりますが、それらの支援は単独で行われており、相互に連携して行われていない状況であります。それらを掛け算で行うことにより、より効果的なまちづくりが期待できるのではないのでしょうか。

そこで、新田建設部長に2点伺います。

人口減少問題の解決の一つとして、県と市町村の役割分担はあると思いますが、市町村のまちづくりにもう一歩踏み込んで手助けをしていくことも今後必要ではないかと考えます。県として、やってみせる、牽引していく、こんなことも大事だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、まちづくりが多様化、高度化してきていることから、県も含めて人材育成も大事だと

思われます。いかがお考えでしょうか。

次に、田中産業労働部長にお伺いいたします。

まちづくりと商店街活性化は同じ土俵で語られることが多いと感じますが、それらを掛け算で行うことにより効果的な事業展開ができると考えます。例えば、商店街と道路の関係を見直す中でまちづくりを考えるなど、他部局と連携を取りながらやっていく事業が考えられると思いますが、いかがお考えになられますでしょうか。御所見をお願いいたします。

最後に、阿部知事にお伺いいたします。

知事は、過去の議会答弁でも、UDC信州をさらに強化することによってまちづくりについてより踏み込んだ取組を県として行っていきたいと発言されておりますし、最近では、長野駅前活性化にも積極的な姿勢を見せておられ、まちづくりに対して並々ならぬ思い入れがあると拝察いたします。

兵庫県においては、県庁内組織に土木部とは別にまちづくり部が存在し、まちづくりの総合調整及び推進に関する施策等を担っております。まちづくり部とは言いませんが、まちづくりの重要さと、いろいろな分野の方々が連携を取ることが重要であることを踏まえ、また、まちづくりを取り巻く課題は多様化していることを踏まえますと、UDC信州の重要性が増してきていると思います。

そこで、知事の言われるUDC信州の強化、踏み込んだ取組とはどんなことなのかを具体的にお示しいただくとともに、UDC信州の強化によりどのようなまちづくりが行われることを期待するか、お聞かせください。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には歯科医師等の確保に関して4点お尋ねがありました。

初めに、歯科医療体制への県民の意識についてでございます。

県では、質の高い医療提供体制の構築に向けて、県民の保健医療に関する実情や意見を把握するため、県民医療意識調査を実施しております。令和5年3月に実施した同調査によると、地域でさらに充実してほしい診療科として「歯科」と回答した者は1割未満の4.3%と、他の診療科に比べて低いものの、議員御指摘のとおり、歯科医療の充実を求める県民の方が一定程度いらっしゃるものと認識しております。

次に、今後の歯科医師数の動向についてでございます。

本県における人口10万人当たりの歯科医師数は、2010年で72.0人、2020年では77.3人と年々徐々に増加しており、今後もこの傾向はある程度続くものと考えております。

一方で、65歳以上の歯科医師の割合は、2016年で19.4%、2020年は28.6%と高齢化が進んでおり、いずれの割合も全国と比べ高いことから、現在働いていらっしゃる歯科医師の将来のり

タイアを見据えた歯科医師の確保が課題であると考えております。

続いて、歯科医師確保策の必要性についてでございます。

口腔の健康が全身の健康に寄与しているという認識の高まりとともに、歯科医療のニーズが年々増加していることもあり、将来を見据えた歯科医師の確保は重要であると認識しております。

そのための対策としては、現在、歯科医師を志望する人材を増やすため、長野県歯科医師会が中高生向けに行っている歯科医師の魅力ややりがいを伝える取組に対し地域医療介護総合確保基金を活用して支援しているところでございます。

県民の皆様が県内のどこに暮らしていても質の高い歯科医療が受けられるよう、今後のさらなる歯科医師確保策については、長野県歯科医師会や関連大学、市町村等の御意見を伺いながら検討してまいります。

最後に、市町村歯科衛生士の役割と確保策についてでございます。

市町村歯科衛生士は、主な業務として、乳幼児歯科健診や歯周病検診などの歯科保健事業を運営実施するほか、オーラルフレイル予防教室など住民のニーズに応じた事業の企画立案、歯科関係団体との調整を行っており、地域の歯科口腔保健を推進する役割を担っております。

県としましては、市町村歯科衛生士の役割は重要であると認識しており、令和5年度から、新たに、長野県歯科衛生士会と連携し、市町村へ歯科衛生士の重要性を啓発するとともに、歯科保健事業について助言、指導を行う歯科衛生士を派遣する取組を行っております。今後も、県民の歯科口腔保健の充実に向け、市町村歯科衛生士の確保を支援してまいります。

以上でございます。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私にはまちづくりの支援について2点御質問をいただきました。

まず、市町村のまちづくりに関する県の関与についてのお尋ねでございます。

市町村のまちづくりに関しては、県はUDC信州の活動のほか、都市計画制度の運用や景観制度の活用、都市基盤の整備に関する技術的な助言など幅広く必要な支援を行っているところでございます。

さらには、最近では、一步踏み込んで、しなの鉄道沿線や諏訪湖周において、居心地がよく、魅力的な駅周辺や回遊性の向上を目指す取組、白樺湖周辺のレイクリゾート構想の具体化に向けた取組など、広域的に複数の市町村が関係し、鉄道会社など民間のステークホルダーも参加して行う取組において、UDC信州が主体となり、関係機関と密接に連携協力しながら活動を展開しているところでございます。

また、まちづくりにおいては資金調達も重要であるため、民間のリノベーション事業などに

ついて、地域の金融機関からも資金調達を調達しやすくなるように、M I N T O 機構と県が包括連携協定を締結することも行っております。

このように、県が主体となり、県でなければできないような活動を継続し、市町村との連携をさらに強化しながら、県民、市町村が目指すまちづくりが円滑に進むよう積極的に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの人材育成についてのお尋ねでございます。

まちづくりは、生活環境を改善し、地域の魅力や活力を高め、その価値を向上させる取組を持続的に行うことが重要であり、そのためには、行政、民間、地域住民などまちづくりに携わる人材を育成することが非常に大切と認識しております。

このため、U D C 信州では、個々のプロジェクトを市町村や民間などと推進することを通じて互いの人材育成が図られていくほか、講演会、先進地の視察、実践的なまちづくりセミナーの開催など、まちづくりの人材育成のための活動を行っております。

また、県職員についても、U R 都市機構への職員派遣や先進的な知識を得るための研修への参加、まちづくりの先進地への視察など、様々な機会を捉えて人材育成を図っているところでございます。

町の魅力を高め、それを持続するためには、時代に沿った新しい発想で熱意を持った人材を育てていくことも行政の責務であり、今後も人材育成のために効果的な取組を継続して行い、県としてもその責任をしっかりと果たしたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私にはまちづくりと商店街活性化についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、商店街の活性化を考えるとときに、町という広域的なエリアでの調和を図ることが不可欠でありまして、まちづくりと一体のものと考えております。

まちづくりの基本となります中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり3法におきましても、地域商業機能とまちづくりの調和が主眼に置かれているところでございます。

例えば、大店立地法では、大型店の出店に対し、地域住民の生活環境に与える影響を、産業労働部のほか、環境部、建設部、県警本部等が連携して改善点等を指導するなど、経済面のみでない多面的な観点で関わっております。

商店街を含む地域商業機能は、まちづくりと一体のものとして、観光資源の活用や地域交通の充実など各施策においても関係部局が連携して取り組んでおりますが、人口減少社会の中で

今後さらにその重要性が増していくことから、魅力ある住みたくなるまちづくりを、行政はもとより、地域住民との連携も強化し、推進してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、まちづくりに関連して、UDC信州の強化によりどうまちづくりを進めるのか。また、踏み込んだ取組とは具体的にどうしているかという御質問であります。

UDC信州については、設立後5年が経過して、先ほど建設部長からも御答弁申し上げたように、これまで、広域的なものも含めて様々な取組を行ってきました。私としては、設立当初にイメージしていた取組を着実に行っていただくことができているというふうに考えております。

UDC信州は、東大の出口先生にセンター長をやっていただき、まさに地域の皆さん、行政、や民間の皆様とも連携しながらまちづくりを進めてきていただいているということで、これまでの長野県では行われていなかったようなまちづくりをサポートし、また、実現していただけているというふうに思っています。

今後、このまちづくりについては、先ほど御質問で引用いただいたように、私としてはより一層踏み込んでいかなければいけないというふうに思っています。なぜならば、やはり人口減少の中で、住まい方、これは、例えば医療や介護を考えたとき、あるいは防災面を考えたとき、こうした場合にも、どういう町をつくるのかということは非常に重要になりますし、また、若者の皆さんとの対話の中でも、やはり楽しい町、交通が便利な地域を望む声がありました。

こうしたことを考えると、既に奥村議員の御質問にもありましたように、単に産業労働部の商店街振興や建設部の道路整備など、そうした観点とは全く次元の違うまちづくりに取り組んでいかなければ、地域の魅力を上げていくことはなかなか難しいのではないかというふうに思います。

そういう意味では、非常にチャレンジングではありますが、信州未来共創戦略案の中でも、県土のグランドデザインを策定していこうということを打ち出させていただいています。また、リニア駅近郊のグランドデザインもこれから具体化させていかなければいけないというふうに考えております。

そういう意味で、まずUDC信州の機能についてより一層強化していきたいというふうに思います。あわせて、県としても、先ほどまちづくり人材の育成の話を建設部長からも御答弁申し上げましたが、市町村と県でどうやって連携協力しながら町をつくっていくのか。そういう関係性の在り方も含めて、今までは、どちらかというと、県は市町村のまちづくりを、

後追いというか側面から応援していましたけれども、これからは一緒になってまちづくり、地域づくりを考えていきたいというふうに考えています。

先日、東急の会長にお越しいただき、荻原長野市長と３人でまちづくりについて意見交換もさせていただいたところでもありますけれども、これからのまちづくりは、行政だけではなく、企業、民間の皆さん、もちろん市民の皆さん、地域の皆さん、こうした皆さんの思いを形にしていくというプロセスが必要になってまいりますので、まちづくりの進め方や手法なども、先進的な地域の取組を学びながら、ぜひ長野県において実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明５日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後３時40分延会